

第5次長崎県食育推進計画

～いただきます 元気ながさき おいしか県～

令和8年度～令和12年度



令和8年3月

 長崎県

はじめに

本県では、県民の皆さまが生涯にわたり健全な食生活を実践し、心身の健康の増進と豊かな人間性の育成につながるよう、食育基本法に基づき、平成18年に「長崎県食育推進県民会議条例」を制定し、行政、関係団体、そして県民の皆さまとともに、食育の取組を進めております。

近年、生活習慣の多様化や社会環境の変化により、食生活の乱れや孤食の増加、食品ロスの問題など、「食」を取り巻く状況は大きく変化しています。特に、若い世代では朝食の欠食や偏った食品選択が見られ、働き盛り世代では多忙さに伴う不規則な食事、外食や中食の利用の増加、運動不足などが重なり、生活習慣病につながる課題が顕在化しています。さらに、高齢者を含めた各世代においてそれぞれ健全な食生活の実現に向けた課題を抱えていることから、各世代におけるウェルビーイングの向上等の観点からも、それらの課題に対応した「大人の食育」を一層充実させることも重要となっています。

こうした課題に対応するため、「第5次長崎県食育推進計画」では、ライフコースアプローチの考えを踏まえ、幼少期からの望ましい食習慣の形成をはじめ、すべての世代が健全な食生活を実践できるようにする「生涯を通じた心身の健康を支える食育」、限りある資源を大切にす「持続可能な食を支える食育」、地域の財産である郷土料理や食文化を継承する「長崎県の特色ある食文化の継承」の3つの方向性に沿った施策を推進してまいります。

施策の展開にあたっては、県民の皆さま、市町、事業者、関係機関・団体の皆さまと連携して取り組み、県民お一人おひとりが食に関する知識と実践力を高め、生涯にわたり健やかで豊かな暮らしを実現できるよう、食育を推進してまいります。

本計画の策定にあたり貴重なご意見とご助言をいただきました長崎県食育推進県民会議の皆さまをはじめ、多くの県民の皆さまのご協力に深く感謝申し上げます。今後とも、食育のさらなる推進に向け、皆さまの一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年3月

長崎県知事 平田 研



目 次

第1章 食育の推進に向けて	
第1節 策定の趣旨	2
第2節 計画の位置付け	4
第3節 計画の期間	4
第2章 食をめぐる現状と課題	
1. 長崎県における食育の取組	6
2. 第4次長崎県食育推進計画における目標項目の評価	6
3. 各市町食育推進計画の策定状況	8
4. 長崎県及び国における現状と課題	9
(1) 食生活と健康	9
・主食・主菜・副菜の組み合わせ	
・野菜摂取量	
・食塩摂取量	
・朝食欠食	
・肥満・やせの状況	
・歯・口腔の現状	
・食育への関心	
(2) 食を取り巻く環境	16
・家庭における食育	
・学校・保育所等における食育	
・地域における食育	
・食の安全・安心	
・災害に備えた対策	
・食品ロス問題	
・農林漁業体験・地産地消	
・大人の食育	
・食育の実践	
第3章 食育推進の基本的な考え方	
第1節 基本的な方針	26
第2節 関係者の役割	28
第3節 ライフコースアプローチを踏まえた食育	31
第4章 目指す方向性と施策の展開	
第1節 生涯を通じた心身の健康を支える食育	
1. 共食を通じた望ましい食習慣の普及	34
2. 健康寿命の延伸を目指す啓発	34
3. 栄養バランスのとれた食事の啓発	35
4. 野菜摂取を心がける食事の啓発	37
5. 朝食欠食の減少に向けた啓発	38
6. 口腔機能の重要性の啓発	38

第2節 持続可能な食を支える食育	
1. 食品の安全に関する正しい情報の提供とリスクコミュニケーションの推進	41
2. 農林漁業体験、生産者との交流等を通じた普及	41
3. 食品ロス削減に向けた取組の工夫と食品廃棄物の発生抑制・リサイクル促進	42
4. 災害時に備えた平時における食育の取組の普及	42
第3節 長崎県の特色ある食文化の継承	
～郷土料理や地産地消への関心～	
1. 学校での教科や給食を通じた普及	44
2. 地域における伝承や体験を通じた普及	44
3. イベント等を通じた県産食品や郷土料理の普及	44
4. 共食や調理実習等を通じた普及	45
ながさきの味～伝えたい、広めたい、郷土の食	46
第5章 県民運動としての推進	
第1節 食育推進の基盤強化	
1. 推進体制	52
2. 市町や関係機関及び団体等との連携	52
第2節 人材の育成と関係機関等への支援	
1. 食育関係者のスキルアップ支援	53
2. 食育を推進するボランティア活動への支援	53
3. 関係機関等への支援	54
第3節 デジタル化に対応した食育の推進	
1. 多様な媒体を活用した食育の展開	55
2. 様々な場面での情報提供	55
数値目標一覧	58
参考資料	
資料1：食育基本法(平成17年法律第63号)	60
資料2：国の食育推進施策等の関連統計の抜粋	66
資料3：長崎県の食育の取組	71
資料4：第5次長崎県食育推進計画の策定経過	72
資料5：用語の解説	74

第1章



食育の推進に向けて

第1章 食育の推進に向けて

第1節 策定の趣旨

食育とは、様々な経験を通じて「食」に関する知識と、「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できる力を育むことです。食べることは生涯にわたって続く営みであることから、食育は生きる上での基本であり、子どもはもちろん、大人にとっても大切です。

また、食育を推進することは、県民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことに寄与するものであるとともに、県民の食生活が自然の恩恵によって成り立ち、食に関わる人々の様々な行動に支えられていることについて、感謝の念や理解を深めることにつながるものです。

社会経済情勢の変容は目覚ましく、生活環境等の「食」をめぐる状況は日々変化しており、朝食欠食や孤食、栄養の偏り等の食生活の多様化がみられ、成人男性の肥満、若い女性のやせや生活習慣病の増加等が問題となっています。

さらに、食に関しては、調理に手間をかけずに食べられる「簡単な食事」を好む傾向が強まり、外食・弁当・総菜・テイクアウト等の利用が増えています。県民が健康的な食生活を送るためには、栄養バランスに配慮した食事の提供等、食品関連事業者などの果たす役割も重要となっています。

長崎県では、平成18年度に「長崎県食育推進計画」を策定し、これまでに、3度の改定を行い県民運動として、食育を推進してきました。

しかしながら、野菜の摂取不足や食塩摂取量の高止まり、また、新型コロナウイルス感染症の影響による農林漁業体験や郷土料理に触れる機会の減少など、解決すべき課題が多く残されています。

このような状況は、令和3年3月に策定された国の第4次食育推進基本計画においても課題とされています。国の計画における重点事項である「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」、「持続可能な食を支える食育の推進」等の観点を踏まえ、本県の実情に合わせた食育をさらに推進していく必要があります。

こうした「食」をめぐる現状や、これまでの取組で明らかとなった課題、そして国の食育推進基本計画を踏まえ、長い歴史の中で育まれた豊かな食材や食文化を生

かした「長崎県の食育」を推進するため、第5次長崎県食育推進計画を策定いたしました。

なお、本計画は、平成27年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に資するものです。

《本計画と SDGs》

- 「SDGs（持続可能な開発目標）」は、平成27年9月の国連サミットで採択され、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指し、17ゴールと169のターゲットで構成され、経済、社会、環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むための国際社会全体の目標です。
- SDGs の理念は本計画の施策の方向性とも重なっており、本計画の施策を着実に進めていくことがSDGs の推進につながるものと考えております。
- 県民とともに食育の推進に取り組み、県としての役割や使命を果たすことで、SDGs の目標達成に貢献していきます。



第2節 計画の位置付け

この計画は、令和8年度から令和12年度を計画期間とする「長崎県総合計画みんなの未来図2030」における個別計画にあたります。

また、食育基本法第17条第1項に基づき、都道府県が食育の推進に関する施策について定める「都道府県食育推進計画」に位置付けられるものです。

さらに、各個別計画と調和を図り、食育を県民運動として連携・協働しながら取り組みます。

食育基本法（平成17年法律第63号） 抜粋
（都道府県食育推進計画）
第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。
2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

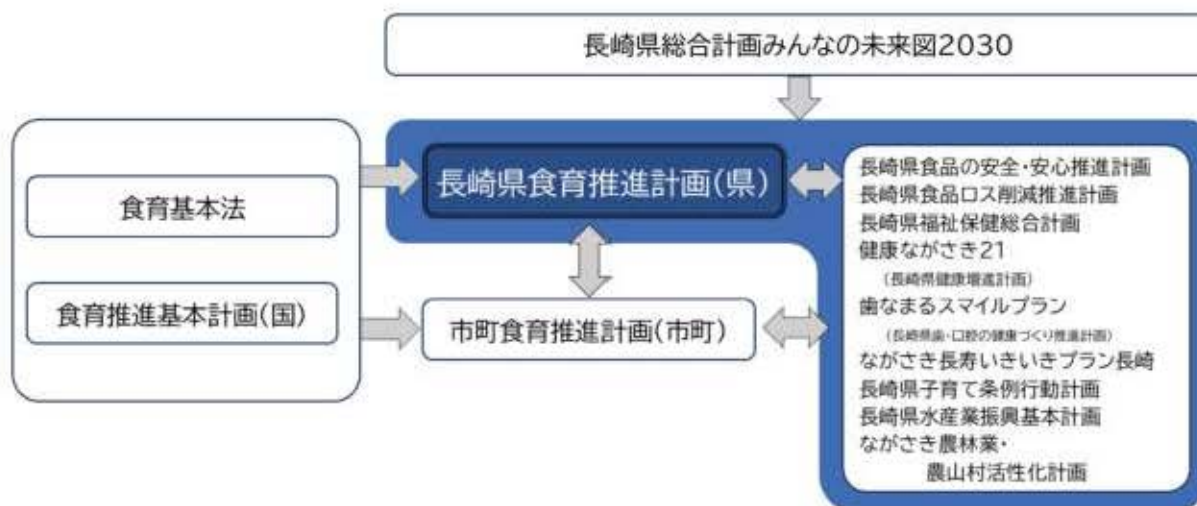


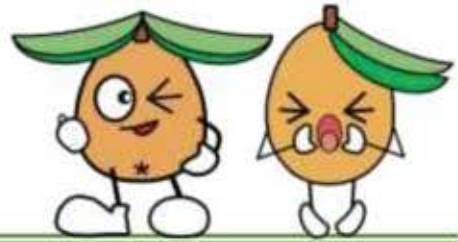
図1 本計画と国計画、県の総合計画・関係計画および市町計画の関係

第3節 計画の期間

計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

ただし、社会環境の変化等に応じて、適宜見直しを行うこととします。

第2章



食をめぐる現状と課題

第2章 食をめぐる現状と課題

1. 長崎県における食育の取組

「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進する」（食育基本法第1条）ことを目的として、平成17年6月に食育基本法（平成17年法律第63号）が制定されました。

本県では、平成18年3月に長崎県食育推進県民会議条例を施行し、同法第17条第1項の基づく都道府県推進計画である「長崎県食育推進計画」を平成18年10月に作成し、県、市町、関係機関、団体等が連携協力しながら基本施策に基づく食育の取組を進めてきました。

前計画である第4次計画では、「感謝の気持ち（いただきます）を育むための食育」、「健康長寿につながる食育」、「食に関する理解を深めるための食育」、「長崎県の特色ある食文化の継承」の4つの方向性に沿い施策を展開しました。

しかし、令和元年末から令和5年5月にかけて流行した新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、対面を中心とした食育活動は中止を余儀なくされ、県民が食を体験する機会が大きく失われた結果、食育に関心を持つ県民の割合は令和4、5年度に減少しましたが、令和6年度には改善する傾向がみられています。食育の推進が困難であった一方、新たな生活様式としてのオンラインやデジタル技術の活用が浸透するきっかけとなりました。

2. 第4次長崎県食育推進計画における数値目標の評価

第4次長崎県食育推進計画において数値目標を設定した23項目の令和6年度の達成状況については表1のとおりです。

目標達成した項目は14項目、未達成の9項目のうち目標達成に近い項目（達成率90%以上）は7項目、改善の余地のある項目（達成率90%未満）は2項目でした。

新型コロナウイルス感染症拡大による活動制限などの影響もあり、令和3年度から4年度にかけて「県内3魚市場協会が実施する魚食講習会の参加者数」や「食育担当者・ボランティア等の研修会参加者数」が減少したほか、朝食欠食や野菜摂取量の不足が依然として県民の食生活の課題であることがわかりました。一方で、令和5年度から魚食講習会等の食の体験をする県民の数は戻りつつありますが、新型コロナウイルス感染症拡大前より減少しており、流行期間に食育の機会が減少したことから、食育を推進するボランティアの減少に影響を及ぼしました。これらの課題に対し、それぞれの地域で食育のボランティア活動の再開等に取り組んでいます。

表1 第4次長崎県食育推進計画の数値目標の評価

目標項目	基準値 【第4次計画策定時】 (R1年度)	①目標値 (R7年度)	②現状値 (R6年度)	達成率 (R6年度) (②/①×100)
<第4章 目指す方向性と施策の展開>				
第1節 感謝の気持ち(いただきます)を育むための食育				
①食育計画に基づいた推進体制がある保育所・幼保連携型認定こども園の割合	98.5%	100%	100%	100%
②食育の計画を作成している幼稚園の割合	77.5%	80%	83.5%	104.4%
③食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合	95.0% (R2)	95%	92.9%	97.8%
第2節 健康長寿につながる食育				
④栄養士により、食育の取組を専門的に実施している保育所・幼保連携型認定こども園の割合	76.8%	80%	78.3%	97.9%
⑤食育担当者を配置して食育を推進している幼稚園の割合	77.5%	80%	80.0%	100%
⑥小・中学生の朝食摂取率	95.2% (R3)	100%	93.6%	93.6%
⑦食育の視点を踏まえ、授業を行っている小・中学校の割合	88.1%	91.0%	93.8%	103.1%
⑧成人の朝食摂取率	89.2%	90.0%	89.5%	99.4%
⑨食育に関心をもっている県民の割合	69.9% (R2)	80.0%	74.3%	92.9%
⑩主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の人の割合	42.7%	60.0%	42.6%	71.0%
⑪野菜摂取を心がける人の割合	86.3%	95.0%	90.5%	95.3%
⑫大学生の朝食摂取率	-	72.0%	73.1%	101.5%
第3節 食に関する理解を深めるための食育				
⑬食品の安全性に関する意見交換会等の開催回数	20回 (H28-R1平均)	20回以上	24回	120%
⑭食品の安全性に関する意見交換会等の開催出席者数	923人 (H28-R1平均)	950人以上	1,104人	116.2%
第4節 長崎県の特色ある食文化の継承				
⑮学校給食における「地場産物使用推進ウィーク」の県産品使用割合(重量比)	72.7%	71.0%	74.4%	104.8%
⑯県内まるごと長崎県給食の実施:市町	21市町	21市町	21市町	100%
⑰県内3魚市場協会が実施する魚食講習会の参加者数(魚食普及)	3,400人 (H28-R1平均)	3,400人	1,888人	55.5%
⑱アグリビジネス売上額(農産物直売所、農泊、四季畑)(地産地消)	119.8億円 (H30)	127.3億円	138.9億円	109.1%
<第5章 県民運動としての推進>				
第2節 人材の育成と関係機関等への支援				
⑲食育研修会への参加保育所・幼保連携型認定こども園の割合	95.6%	100%	91.5%	91.5%
⑳学校給食研修会等の満足度	99.6%	99.0%	99.9%	100.9%
㉑給食栄養管理者・調理員等研修会の満足度	97.6%	98.0%	98.3%	100.3%
㉒食育担当者・ボランティア等の研修会参加者数	955人	1,000人	1,490人	149.0%
第3節 デジタル化に対応した食育の推進				
㉓「びわ太郎食育通信」の発行回数(回/年)	4回	4回	12回	300%

3. 各市町食育推進計画の策定状況

県内では、全市町において食育推進計画が策定されています。

なお、全ての市町村が計画を策定している都道府県は、国で22都道府県（令和7年3月末）となっています。

表2 市町食育推進計画策定状況

(令和7年3月末)

市町名	計画の名称	現行計画の期間
長崎市	第4次長崎市食育推進計画	令和4年度～令和8年度
佐世保市	第4次佐世保市食育推進計画	令和4年度～令和8年度
島原市	第4次島原市食育推進計画	令和7年度～令和11年度
諫早市	第4次諫早市食育推進計画	令和3年度～令和7年度
大村市	第4次大村市食育推進計画	令和4年度～令和8年度
平戸市	第4次平戸市食育推進計画	令和6年度～令和11年度
松浦市	第4次松浦市食育推進計画	令和7年度～令和12年度
対馬市	第3次対馬市食育・地産地消推進計画	令和4年度～令和8年度
壱岐市	壱岐市食育推進計画	令和6年度～令和11年度
五島市	第3次五島市食育推進計画	令和3年度～令和7年度
西海市	第4次西海市食育推進計画	令和6年度～令和8年度
雲仙市	第3次雲仙市食育推進計画	令和6年度～令和9年度
南島原市	南島原市こころと体、口腔の健康づくり、食育推進計画(ひまわりプランⅣ)	令和6年度～令和17年度
長与町	第3次健康ながよ21計画	令和6年度～令和17年度
時津町	健康とぎつ21(第3次)	令和7年度～令和17年度
東彼杵町	東彼杵町食育推進計画(第3次)	令和7年度～令和16年度
川棚町	健康かわたな21(第3次)	令和6年度～令和17年度
波佐見町	波佐見町健康増進計画 「健康はさみ21(第3次)」	令和6年度～令和17年度
小値賀町	小値賀町地産地消推進計画兼食育推進計画	平成20年度～
佐々町	佐々町保健福祉総合計画	令和6年度～令和11年度
新上五島町	①第3次新上五島町健康づくり計画	令和6年度～令和11年度
	②新上五島町第3期子ども・子育て支援事業計画	令和7年度～令和11年度

出典：長崎県食品安全・消費生活課、R6.12調査

4. 長崎県及び国における現状と課題

(1) 食生活と健康

栄養・食生活は、生命の維持に加え、子ども達が健やかに成長し、人々が健康で幸福な生活を送るために欠くことのできない営みです。また、栄養バランスを考えた食生活を送ることは、生活習慣病の予防等、QOL の維持に大切な役割を果たします。

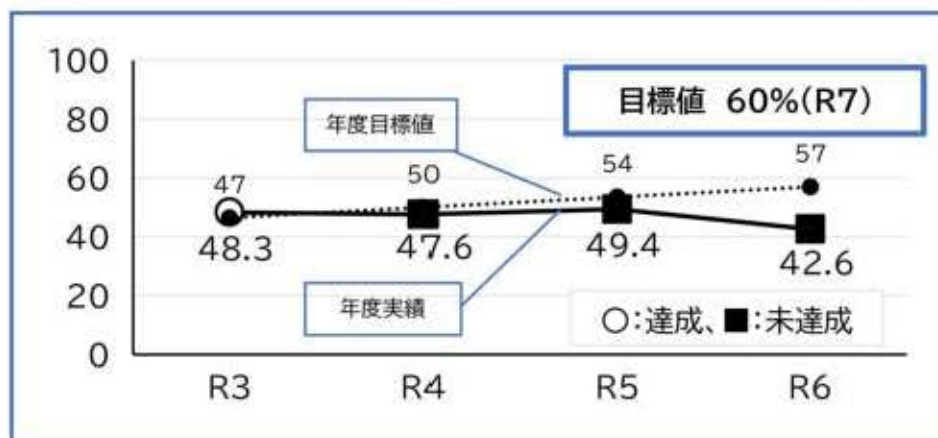
このような健全な食生活を送るための個人の行動に加えて、健康状態の改善を促すための食事を取り巻く環境の向上を図る観点を踏まえて取り組みを進めていくことが重要です。

〈主食・主菜・副菜の組み合わせ〉

本県では、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の人の割合が令和3年度から令和5年度はほぼ横ばいでしたが、令和6年度では、42.6%と減少しました(図2)。

国の調査でも、ほぼ毎日の人は36.8%と低く、食べられていないものとしては、「副菜」が最も多く挙げられました。また、主食・主菜・副菜の組み合わせた食事を増やすために必要なこととして、「手間がかからないこと」の割合が61.4%と高く、その他、「時間があること」、「食費に余裕があること」の割合が高い結果でした。

図2 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の人の割合：%



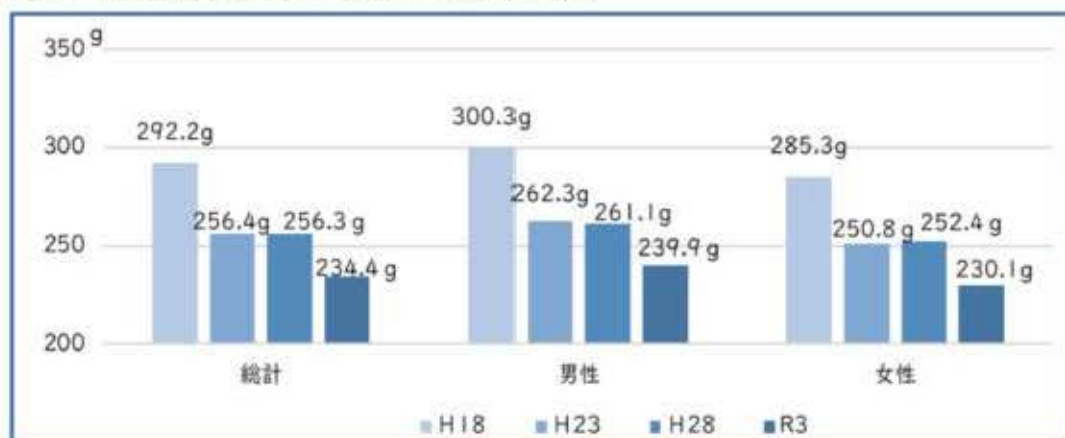
出典：県民の食育に対する意識等の調査結果

〈野菜摂取量〉

本県では、県民の野菜摂取量が減少傾向にあります(図3)。本県の調査では、野菜摂取を心がける人の割合は横ばいで、おおよそ9割の人が野菜摂取を意識している結果となりました(図4)。県民の食習慣では、野菜摂取を心がけているが、実際には野菜摂取ができていないのが現状です。

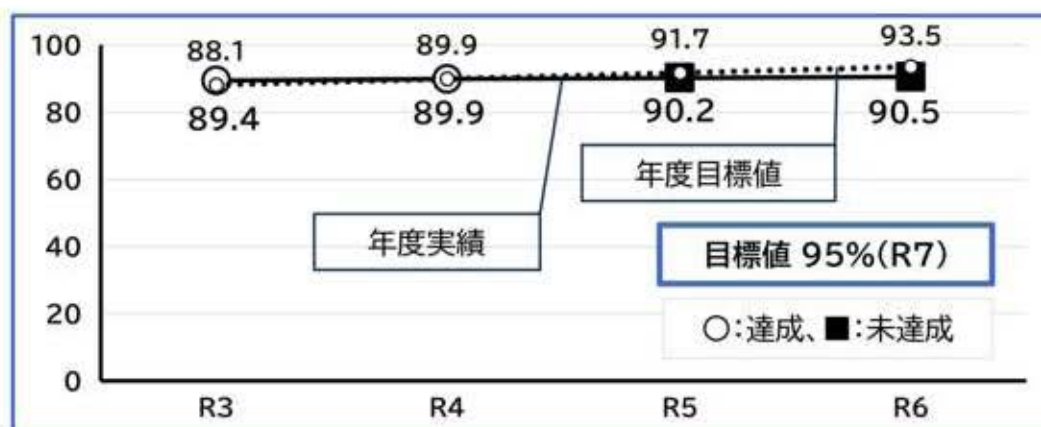
国の調査では、野菜や果物の消費量は年々減少しており、特に 20～40 代で少ないことが摂取量の平均値を下げている要因とされています。また、1 日当たりの野菜摂取量の平均値は、256.0g（厚生労働省・令和 5 年国民健康・栄養調査結果）となっています。

図 3 野菜摂取量の 1 日当たりの平均値



出典：健康ながさき 21（第 3 次）長崎県健康・栄養調査結果

図 4 野菜摂取を心がける人の割合：%



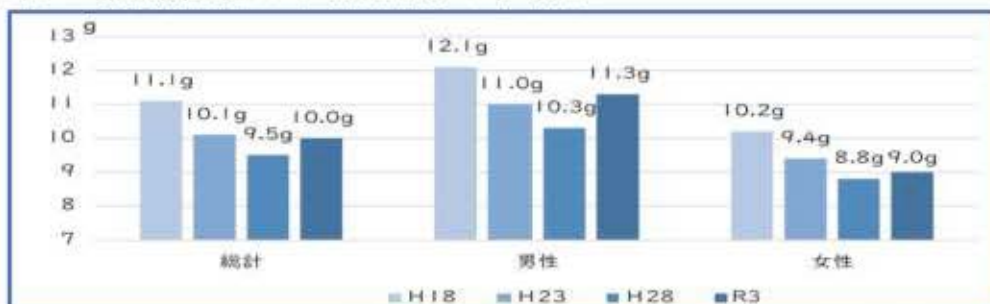
出典：県民の食育に対する意識等の調査結果

〈食塩摂取量〉

本県での県民の食塩摂取量は、平成 23 年以降 10.0g 程度で横ばいの状況にあり、健康ながさき 21（第 3 次）の目標値である 1 日当たり 8g には達していません（図 5）。

なお、国の調査では、1 日当たりの食塩摂取量の平均値は 9.8g（厚生労働省・令和 5 年国民健康・栄養調査結果）でした。

図5 食塩摂取量の1日当たりの平均値



出典：健康ながさき21（第3次）長崎県健康・栄養調査結果

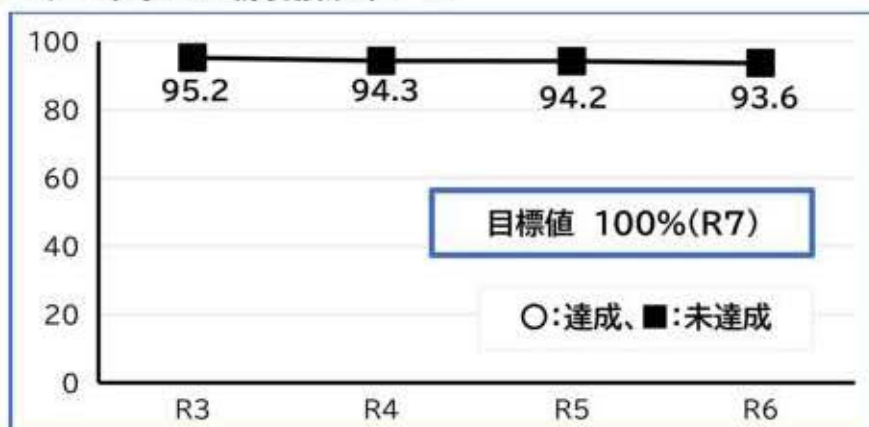
〈朝食欠食〉

本県における小・中学生の朝食摂取率は、年々減少しており（図6）、この4年間で1.6ポイント減少しました。

国の調査でも、令和6年度では小学校6年生で6.3%、中学校3年生で8.6%が朝食を欠食し、年齢・世代が上がるごとに欠食の割合が増え、その割合は年々上昇しています（文部科学省「全国学力・学習調査」結果）。これは全国的な課題であり、食習慣の乱れが、体力、気力とともに学習意欲の低下につながることで指摘されています。

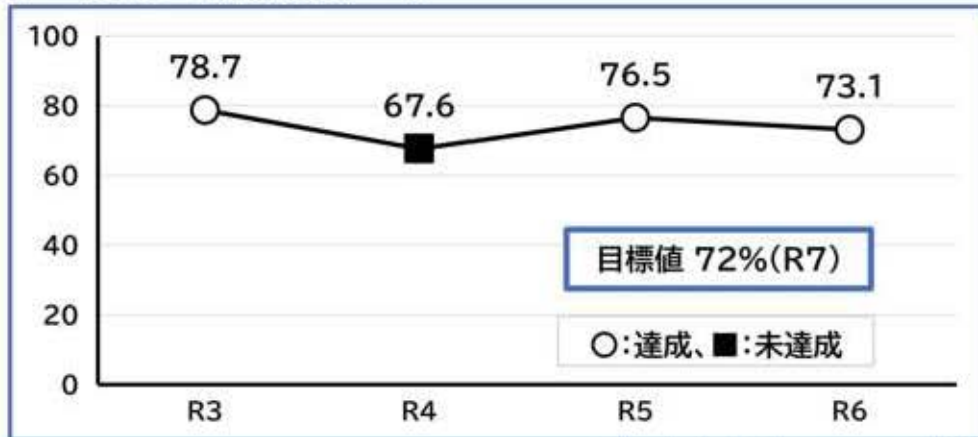
また、本県における大学生の朝食摂取率は、年度によってばらつきがあるものの約7割強で横ばい（図7）、成人の朝食摂取率は約9割で横ばいです（図8）。特に大学生の朝食摂取については、取組を強化しているところですが、継続的な啓発が必要です。

図6 小・中学生の朝食摂取率：%



出典：全国学力学習状況調査結果

図7 大学生の朝食摂取率：％



出典：大学生食育アンケート結果

図8 成人の朝食摂取率：％



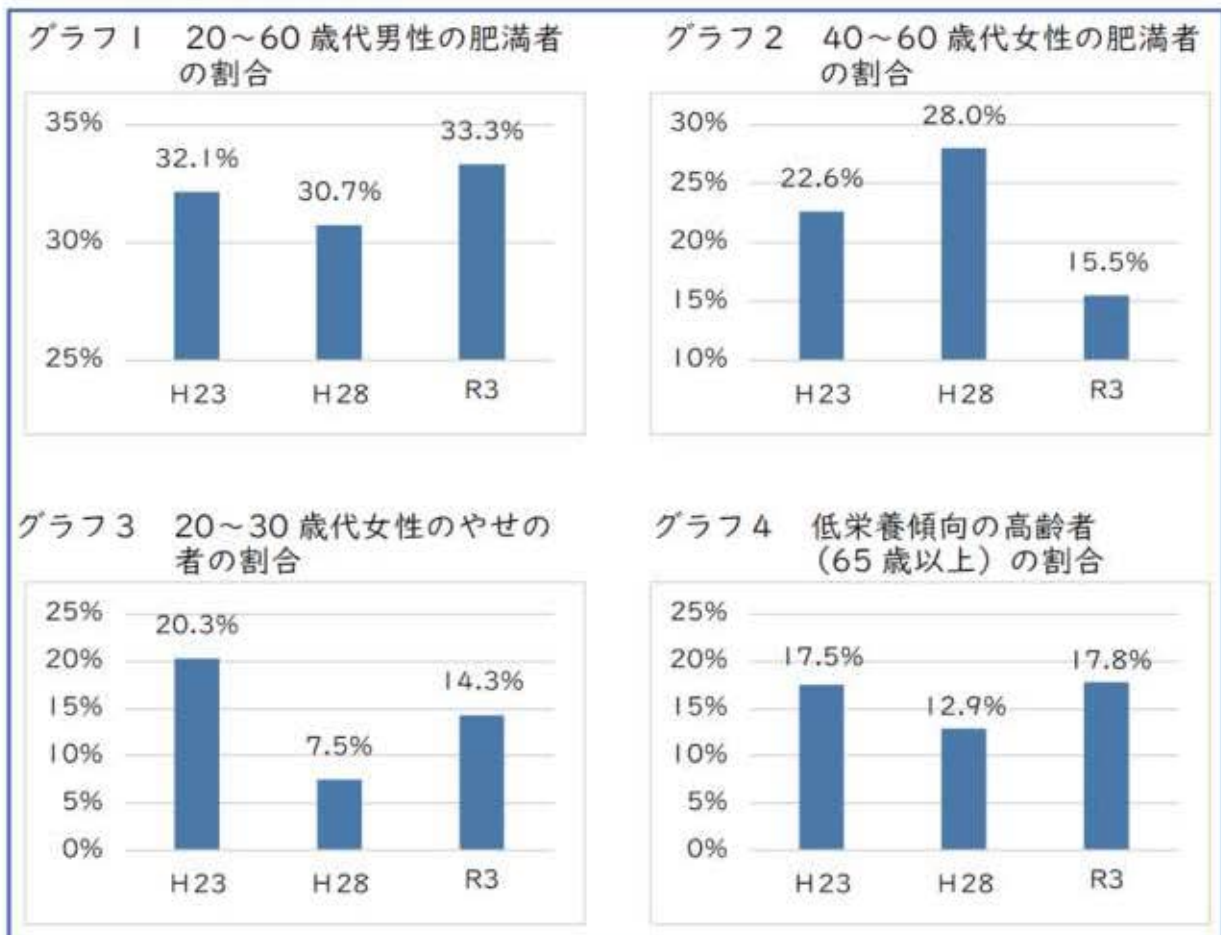
出典：県民の食育に対する意識等の調査結果

〈肥満・やせの状況〉

本県では、肥満者については20～60歳代男性が増加（悪化）傾向であり、40～60歳代女性は減少（改善）傾向でした。一方で、やせの者は20～30歳代女性が平成28年に減少したものの令和3年では増加（悪化）傾向となり、65歳以上の低栄養傾向の者は増加（悪化）傾向でした（図9）。適正体重を維持している人の割合を増加させることは継続した課題であり、「バランスよく食べよう」や「太りすぎない・やせすぎない」等について引き続き取り組む必要があります。

国では、令和6年度から開始された国民健康づくり運動「健康日本21（第3次）」において適正体重を維持している人を増加させるため、肥満や若年女性のやせの割合を減らすという目標が設定されています。

図9 肥満・やせの状況



出典：健康ながさき21（第3次） 長崎県健康・栄養調査結果

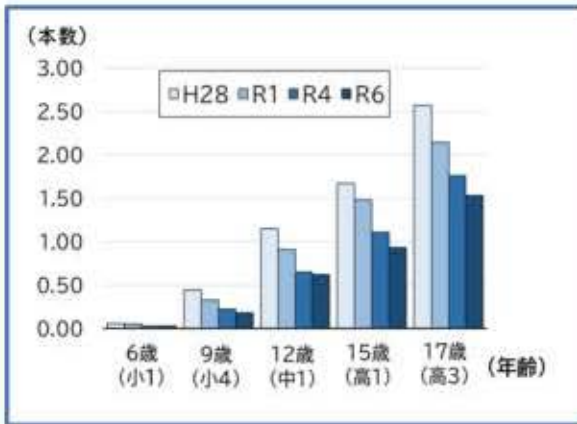
〈歯・口腔の現状〉

本県の子どものむし歯状況は改善傾向にあります（図10）。一方で、自分の歯を保有する者の割合は増加しているものの、歯周病を有する者の割合は増加傾向にあります（図11）。

生涯にわたる歯・口腔の健康は、生活の質の向上や全身の健康づくりに重要な役割を果たすため、歯・口腔の健康づくりの取組をさらに強化していくことが求められます。

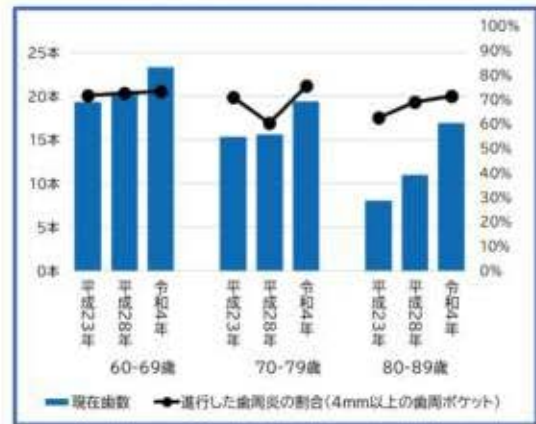
特に、若い世代など、歯・口腔の健康づくりに関心が薄い層への意識の向上を図るとともに、「かかりつけ歯科医」を持ち、定期的な歯科健（検）診や管理を通じて、歯周病の重症化を防ぎ、口腔機能の低下を予防する取組を推進していく必要があります。

図10 1人あたりの永久歯むし歯数の経年推移



出典：長崎県学校保健統計結果

図11 60代から80代までの現在歯数と進行した歯周炎を有する者の割合



出典：長崎県歯科疾患実態調査結果

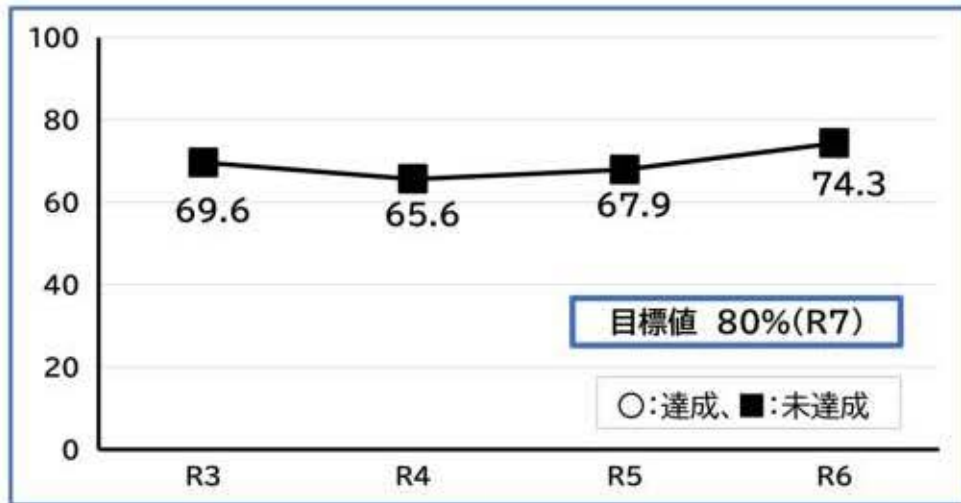
〈食育への関心〉

本県では、令和6年度において食育に「関心がある」又は「どちらかといえば関心がある」と回答した人の割合は74.3%で、令和4年度以降徐々に増加しました（図12）。

年代別に見てみると、10代が78.8%、20代が80.3%と関心が高かった一方、30～50代で関心が低下し、60代でやや関心が高まる傾向であり、年代で意識に差がみられました（図13）。

関心が低い30～50代への啓発を強化するとともに、引き続き全世代に向け、食育の啓発を実施する必要があります。

図 12 食育に関心を持っている県民の割合：%



出典：県民の食育に対する意識等の調査結果

図 13 食育に関心を持っている県民の割合（年代別）：%



出典：令和6年度 県民の食育に対する意識等の調査結果

(2) 食を取り巻く環境

〈家庭における食育〉

家族が食卓を囲んで共に食事をとることは、いただきますやごちそうさまなどのあいさつや、箸や器の持ち方といった食事のマナーなど、食に関する基礎を伝え、習得するための食育の原点ともいえる重要な場面です。そのため、家族等と一緒に食事を取りながら様々なコミュニケーションを図ることのできる「共食」を推進していく必要があります。

国の調査では、単身世帯や共働き世帯の増加など、家庭の状況や生活習慣が多様化することにより、家族全員で朝食や夕食をとる機会が平成22年度から減少傾向にあります。令和6年度では一週間当たり8.9回（朝食3.7回、夕食5.2回の合計）でした。

Topics

「共食」とは？

家族や友人など、複数の人と一緒に料理や食事をするを「共食」といいます。食事を通して他者をつなぎ、共感しあう機会となるだけでなく、食事が栄養を摂取する機会となることに加え、コミュニケーションの手段や食事マナーを習得する機会にもなります。

このように人が生活をしていく上でも重要な「共食」の機会には、できればテレビを消し、携帯電話は身近に置かずに楽しく過ごしましょう。ちなみに、「共食」に対して一人で食事をするを「孤食」といいます。どうしても「孤食」にならざるを得ない状況もあると思いますが、できるだけ「共食」の機会を取り入れられるよう心がけましょう。

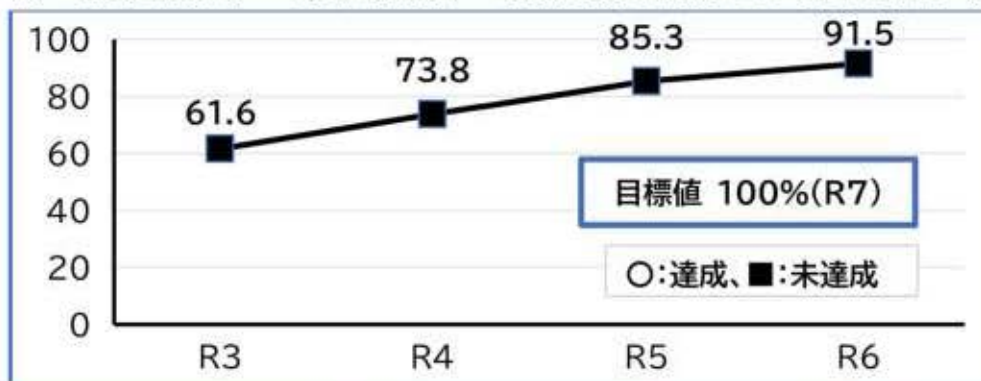
〈学校・保育所等における食育〉

平成17年度から、食に関する専門家として児童生徒の栄養の指導と管理を司ることを職務とする栄養教諭が制度化されました。学校における食育を推進するためには、「食に関する指導の手引き―第2次改訂版―」（平成31年3月）に基づき、栄養教諭を中心に全教職員の共通理解の下に連携・協力し指導を展開することが重要とされます。

本県での保育所等の取組みとして、令和6年度では「食育計画に基づいた推進体制がある保育所・幼保連携型認定こども園の割合」は100%を維持しており、「幼稚園の割合」が83.5%と前年度より増加しています。さらには、「食育研修会への参加保育所・幼保連携型認定こども園の割合」が令和3年度61.6%から令和6年度91.5%に増加しています（図14）。

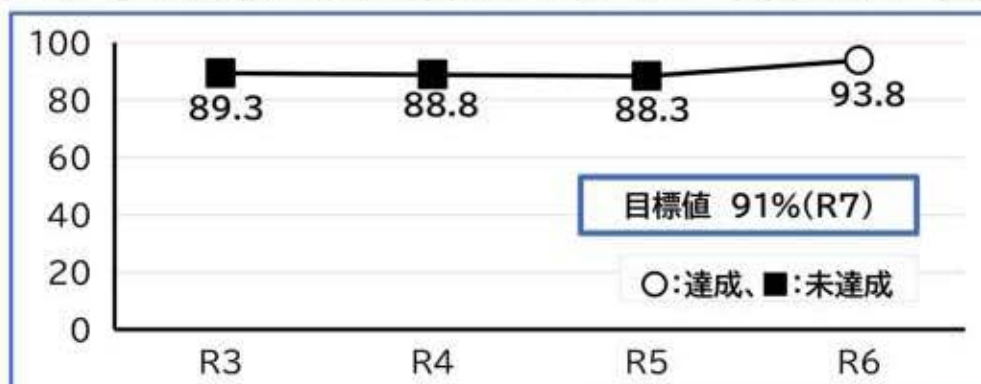
義務教育では、「食育の視点を踏まえ、授業を行っている小・中学校の割合」が93.8%であり、前年度から増加しています（図15）。また、『学校給食における「地場産物使用推進ウィーク」の県産品使用』や「県内まるごと長崎県給食の実施」等の地産地消等に取り組んでいます。

図14 食育研修会への参加保育所・幼保連携型認定こども園の割合（%）



出典：保育所等における食育推進状況等に関する調査結果

図15 食育の視点を踏まえ授業を行っている小・中学校の割合（%）



出典：学校運営に関する諸調査結果

〈地域における食育〉

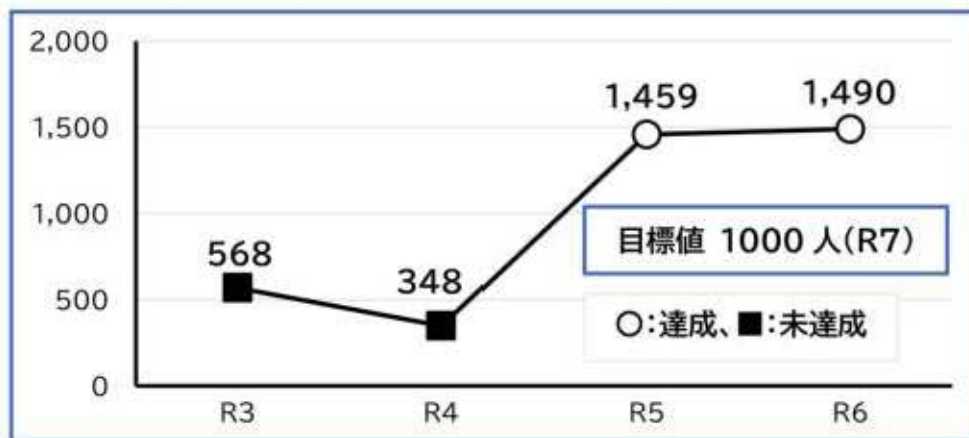
本県は、海と山に囲まれ、離島を多く有し、地域ごとに豊かな海産物や農産物の食材があります。これらの食材が地域の気候風土と結びつき、様々な郷土料理が作られ、食されてきました。

郷土料理は各地域の自然や歴史、文化、産業等に関する理解を深めることにもつながるため、引き続き、後世に継承していく必要があります。

本県では、地域において食生活改善推進員や地域婦人団体等をはじめとする食育ボランティア等の活動等を通じて、栄養バランスのよい食事や県産食品、郷土料理を普及してきました。新型コロナウイルス感染症の流行に伴う対面開催等の縮小がありました。令和5年度以降増加傾向にあります(図16)。

地域での多世代交流が期待される「共食の場」の開設、健康的な食生活に関する講話や農林漁業体験の場の提供等の食育活動が行われています。

図16 食育担当者・ボランティア等の研修会参加者数：人



出典：国保・健康増進課及び各保健所事業実績

Topics

長崎県食育推進ネットワーク

本県で食育に取り組む関係者が参画し、関係者相互の情報共有や連携を進めるネットワーク組織を構築し、県内の食育活動の質の向上と食育を推進する体制の強化を図り、県民運動として、より一層の食育の推進に資することを目的として会員登録制度を令和6年8月から開始しました。

民間企業、各種団体、生協、保育所・幼稚園・認定こども園、大学、マスコミ、市町等の54者が登録されています(令和7年10月末時点)。

Topics

長崎県食育フェスタ

民間と行政が協力連携し、食育推進ネットワークの構成員が参画し、長崎県食育フェスタを開催しました。

「長崎県食育推進活動表彰式」や各種セミナー等が行われました。

令和7年度長崎県
食育フェスタ
開催日 **12月21日** 日
時間 **12:00~17:00**
場所 **長崎駅コンコース** 参加無料

学ぶ
・長崎の食の歴史・産物料理
・食育ハンドブック配布
・大学生食育向上委員会活動報告
・野菜摂取について
・「長崎四季産」について
・災害に備えよう！アルファ化米
・共働きって何？

自分の体を知る
・骨の健康度チェック
・ベジチェック
・AGEs(エイジズ)
・血圧年齢測定

お土産もあるよ！

体験する
・「もくもくタウン」アプリ
・角煮を挟んで食す！
・「びわ太郎とこびわ」ぬりえ

表彰作品展示
・食品ロス削減ポスター作品展示
・食育啓発作品コンクール展示

表彰式 13:30~14:30 長崎県庁1Fエントランス
・長崎県食育推進活動表彰
・食品ロス削減ポスター表彰
・食育啓発作品コンクール表彰



食育推進活動表彰と活動発表



骨の健康度チェック



角煮を挟んで食す！

〈食の安全・安心〉

食品への関心が年々高まる中、インターネットやソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等の普及により、食の安全・安心に関する様々な情報が氾濫し、また、誰でも手軽に情報を発信することができるようになりました。これらの中には、食品の安全性に対して科学的根拠に乏しいものや、偏った情報をもとに危険性を煽るものなども多く存在しています。

健全な食生活の実現にあたっては、食品の選び方等について基礎的な知識を持ち、その知識を踏まえて行動に移すことが必要です。

本県では、「長崎県食品の安全・安心条例」(平成27年制定)を踏まえ、食品の安全に関するリスクコミュニケーションの充実、強化に取り組んでいます。特に、意見交換会等を年間20回以上、出席者数950人以上を目標として実施しており、令和6年度においては、出席者の理解度が95%と高い成果を示しています。

〈災害に備えた対策〉

大規模な自然災害等の発生に備え、地方公共団体、民間団体等における食料の備蓄に加えて、各家庭で食品を備蓄しておくことが重要です。

本県では、アルファ化米や缶詰パン、ペットボトル飲料水等を配備しており、高齢者やアレルギー疾患へも配慮し、なるべく汎用性の高いものが選定されています(災害時の物資備蓄などに関する基本方針)。

また、長崎県キッチンカー協会と本県との間で令和6年12月に大規模災害時に避難所等で炊き出し支援を行うための協定が締結されました。

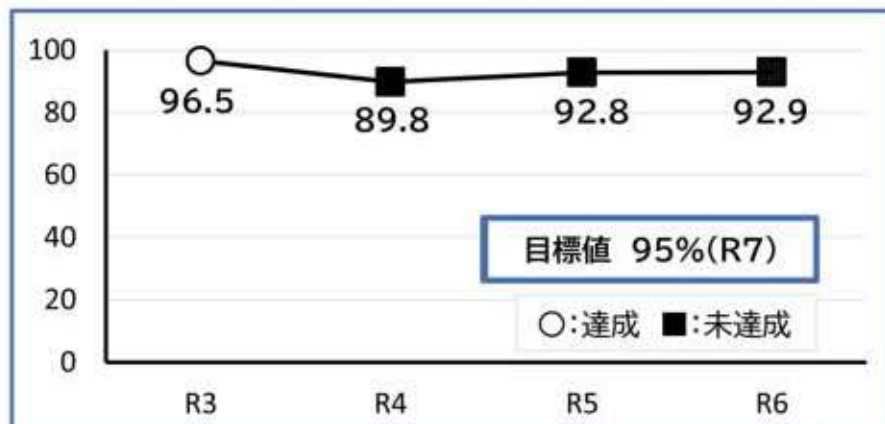
〈食品ロス問題〉

我が国は、食料の多くを輸入に頼っている一方で、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品ロスの問題があります。

食品ロスは、SDGsにおいて言及されるなど、その削減が国際的にも重要な課題となっており、国、地方公共団体、事業者、消費者等が連携しながら、食品ロス削減に向けた取組を行う必要があります。

食品ロス問題を意識して削減に取り組む消費者(県民)の割合は90%強であり、食品ロス問題が広く浸透しており(図17)、国全体の食品ロス発生量も減少しています。

図 17 食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者割合：%



出典：食品ロスの認知度と取組状況に関する調査結果

〈農林漁業体験・地産地消〉

食品の種類及び購入形態が多様化し、調理に便利な食材が簡単に手に入るようになるなど、食生活が豊かになる一方で、食材の本来の姿や収穫されてから消費者の手に渡るまでの過程がわかりにくくなっています。日々の食生活が、自然の恩恵のうえに成り立ち、食べるという行為が動植物の命を受け継ぐということ、食事に至るまでに生産者をはじめとして多くの人々の苦労や努力に支えられていることに対して、感謝の念や理解の深まりがあらためて必要とされています。

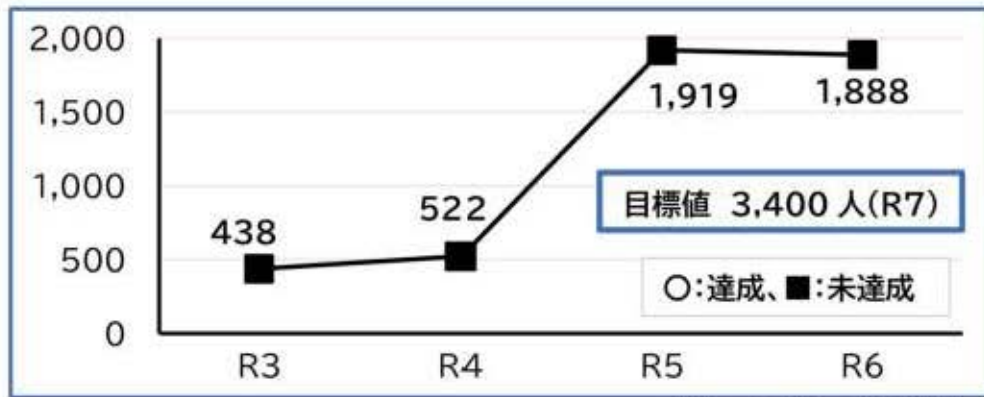
生産者と消費者の距離を縮めるためには、両者の交流などを進めることによって信頼関係を構築するとともに、我が国の食料安全保障や合理的な価格形成への理解を深め、持続可能な食料システムを実現していくことが必要です。

そのためには、特に広く県民に向けて農林水産物の生産に関する体験活動の機会を提供していくことにより、農林漁業についての意識・理解を深めてもらうことが重要です。

県内の魚食講習会は、平成 28 年度から令和元年度の平均値で 3,400 人が参加していましたが、新型コロナウイルス感染症の流行により、対面開催が減少しました。令和 5 年度から講習会は再開されていますが、ボランティアや講師等の従事者の確保が難しくなっており、流行期以前の参加者数には及んでいません(図 18)。しかし、農産物直売所などの売上高は年々増加しており、産直活動等の生産者と消費者が直接つながる取組が進んでいます(図 19)。

国の調査でも、農林漁業体験を経験した国民の割合の減少等が報告されていますが、参加者からは「自然への恩恵や生産者への感謝を感じられるようになった」、「地元産や国産の食材を積極的に選ぶようになった」等の回答が多くみられており、今後も継続した農林漁業体験の継続、郷土料理や魚食文化の伝承の継続が望まれます。

図 18 県内 3 魚市場協会が実施する魚食講習会の参加者数：人



出典：水産加工流通課調べ

図 19 アグリビジネス売上額（農産物直売所、農泊、四季畑、地産地消）：億円



出典：第 4 期ながさき農林業・農山村活性化計画 農山村振興課調べ

〈大人の食育〉

幼少期や学童期においては、家庭教育や学校給食等を通じ、食に関する基礎を習得する機会があります。

一方、大学生や社会人の自ら食事を用意し食生活を営むようになる若い世代（20～30 歳代）では、食に関する課題を多く抱えていることが指摘されています。

また、若い世代から高齢者まで各世代におけるウェルビーイングの向上の観点から、健全な食生活の実現に向けた課題に対応した「大人の食育」を進める必要があります。

本県では、30 歳代以上において食育への関心度が低下しており、特に 50 歳代では 69.2%と低くなっています（図 13）。

国の調査では、食育に「関心がある」又は「どちらかといえば関心がある」と回答した人は、子育て世代である 30 歳代の女性では 9 割を超えている一方、20 歳代男性では 7 割を下回るなど、意識の差がみられています。さらに、「健全な食生

活を実践する心がけ」では「常に心がけている」「心がけている」人は、男性では20～30歳代、女性では20歳代が特に低い結果となっています。「大人の食育」については、大学等における食育授業の実施や、企業における従業員に対する食育の取組を広げていくことを通じて、健全な食生活の実践を促すことが重要であると考えられます。

〈食育の実践〉

これまでの計画において、食育の普及・実践に向け取り組み「食育に関心をもっている県民の割合」は、令和6年度には74.3%と関心の高まりがみられましたが、令和7年度調査での「食育を実践している県民の割合」は53.7%と未だ食育の実践まで至っていない結果となりました(図20-1, 2)。県民に対する食育への関心をさらに高めるとともに実践に向けた啓発を実施することが重要です。

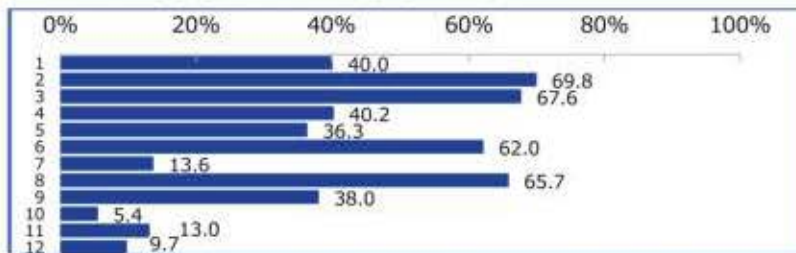
また、令和3年2月、農林水産省は、幅広く食育について情報発信や普及・啓発を行うことを目的として「食育ピクトグラム」と「食育マーク」を作成、公表しました。

本県においても、これらの食育ピクトグラムを活用し、食育の取組が多様であることを県民に紹介するとともに、食育の実践につなげていくことが必要と考えています。

図20-1 食育を実践している県民の割合(令和7年度)



図20-2 食育の取組の実践の内容



1:みんなで楽しく食べよう、2:朝ごはんを食べよう、3:バランスよく食べよう、4:太りすぎない やせすぎない、5:よくかんで食べよう、6:手を洗おう(食品衛生)、7:災害に備えよう、8:食べ残しをなくそう(食品ロス削減)、9:産地を応援しよう(地産地消)、10:食・農を体験しよう(農林漁業体験)、11:和食文化を伝えよう(郷土料理の伝承)、12:食育を推進しよう

出典:令和7年度 県民の食育に対する意識等の調査結果

Topics

農林水産省が食育の取組みを普及・啓発するために公表しました。

● 食育ピクトグラム

食育を実践する12の取組

 <p>1 みんなで楽しく食べよう</p>	<p>1 みんなで楽しく食べよう 家族や仲間と、会話を楽しみながら食べる食事で、心も体も元気にしましょう。</p>	 <p>2 朝ごはんを食べよう</p>	<p>2 朝ごはんを食べよう 朝食を食べて生活リズムを整え、健康的な生活習慣につなげましょう。</p>
 <p>3 バランスよく食べよう</p>	<p>3 バランスよく食べよう 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事で、バランスの良い食生活につなげましょう。また、減塩や野菜・果物摂取にも努めましょう。</p>	 <p>4 太りすぎない やせすぎない</p>	<p>4 太りすぎない やせすぎない 適正体重の維持や減塩に努めて、生活習慣病を予防しましょう。</p>
 <p>5 よくかんで食べよう</p>	<p>5 よくかんで食べよう 口腔機能が十分に発達し維持されることが重要ですので、よくかんでおいしく安全に食べましょう。</p>	 <p>6 手を洗おう</p>	<p>6 手を洗おう 食品の安全性等についての基礎的な知識をもち、自ら判断し、行動する力を養いましょう。</p>
 <p>7 災害にそなえよう</p>	<p>7 災害にそなえよう いつ起こるかも知れない災害を意識し、非常時のための食料品を備蓄しておきましょう。</p>	 <p>8 食べ残しをなくそう</p>	<p>8 食べ残しをなくそう SDGsの目標である持続可能な社会を達成するため、環境に配慮した農林水産物・食品を購入したり、食品ロスの削減を進めたりしましょう。</p>
 <p>9 産地を応援しよう</p>	<p>9 産地を応援しよう 地域でとれた農林水産物や被災地食品等を消費することで、食を支える農林水産業や地域経済の活性化、環境負荷の低減につなげましょう。</p>	 <p>10 食・農の体験をしよう</p>	<p>10 食・農の体験をしよう 農林漁業を体験して、食や農林水産業への理解を深めましょう。</p>
 <p>11 和食文化を伝えよう</p>	<p>11 和食文化を伝えよう 地域の郷土料理や伝統料理等の食文化を大切に、次の世代への継承を図りましょう。</p>	 <p>12 食育を推進しよう</p>	<p>12 食育を推進しよう 生涯にわたって心も身体も健康で、質の高い生活を送るために「食」について考え、食育の取組を推進しましょう。</p>

● 食育マーク



出典：農林水産省Webサイト (<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/pictgram/index.html>)

第3章



食育推進の基本的な考え方

第3章 食育推進の基本的な考え方

第1節 基本的な方針

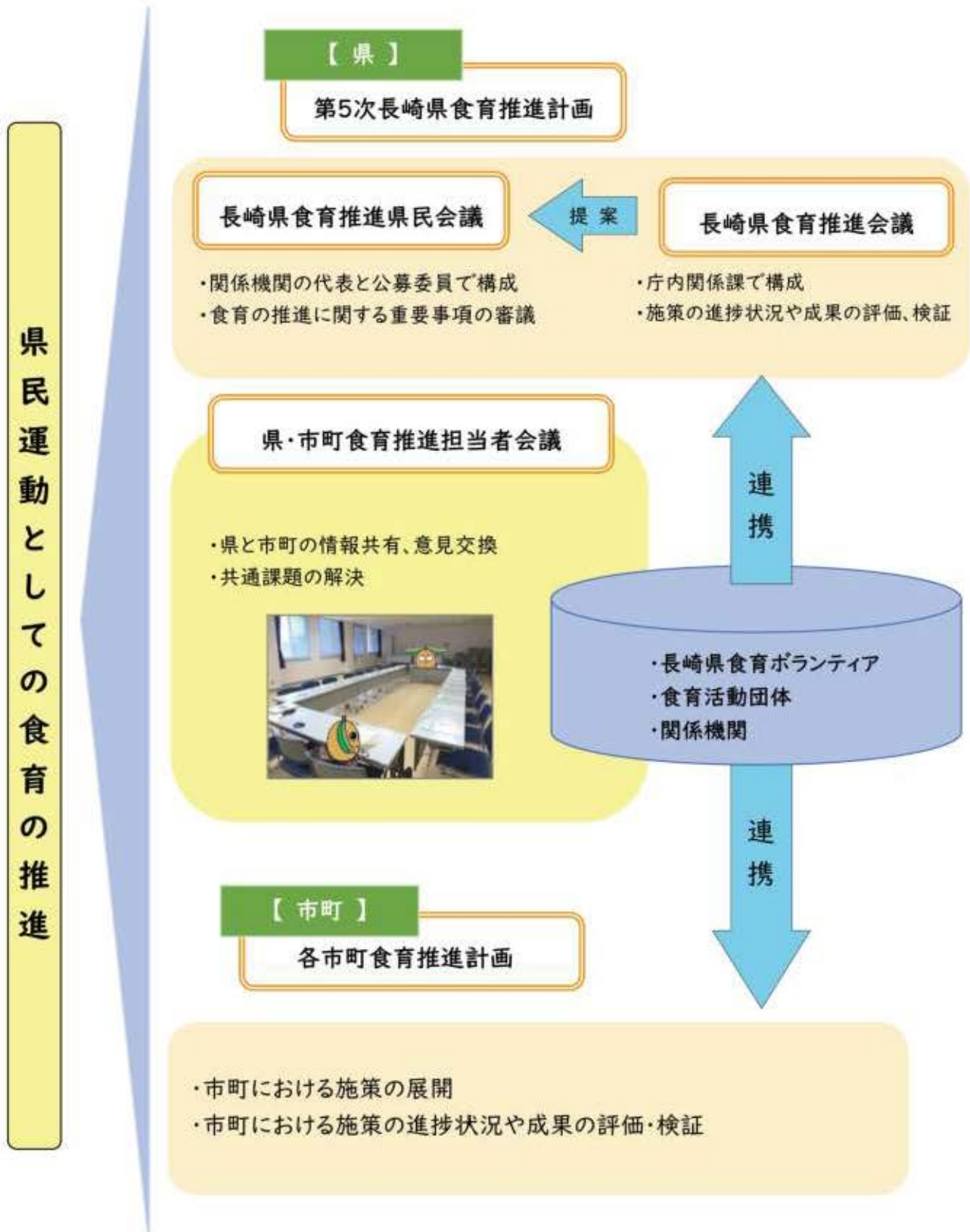
この計画は、県民の「健康で文化的な生活・豊かで活力のある社会の実現」を目指すため、「生涯を通じた心身の健康を支える食育」、「持続可能な食を支える食育」、「長崎県の特色ある食文化の継承～郷土料理や地産地消への関心～」の3つの方向性に沿った施策を、多様な関係者と協働して、総合的かつ計画的に推進し、食育活動をさらなる県民運動として展開します。

併せて、食育の推進にあたっては、県民一人ひとりが「食」について意識を高め、農林漁業体験や生産者との交流等を通じて、県民の食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることや、「食」に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう取り組んでいきます。

また、単身世帯が増加するなどの生活環境の変化に伴い、家庭や地域での健全な食生活の実践が困難な場面の増加や、食の在り方の変化等に伴う大人の食生活の乱れ、県民の食卓と農業等の生産現場の距離が遠くなる中での、生産者と消費者との関係の希薄化といった課題が顕在化してきています。

そのような中、学校等での食や農に関する学びの充実や、健全な食生活の実践に向けた「大人の食育」の推進、県民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大が求められてきていることから、この計画において取り組む施策を通して、その実現を目指します。

図 21 食育推進の基盤強化（イメージ図）



第2節 関係者の役割

1. 県民の役割

県民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努力する役割があります。

2. 県の役割

県は、食育の推進に関し、国、市町、関係団体との連携を図りつつ、本県の課題に応じた施策を策定し、実施する役割があります。

3. 教育関係者等の役割

教育並びに保育、介護その他の福祉、医療、保健の関係者、関係機関及び関係団体には、食に関する関心及び理解を促進するうえで重要な役割があることから、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努める役割があります。

4. 農林漁業者等の役割

農林漁業者及びその関係団体は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する県民の関心及び理解を促進するうえで重要な役割を果たすことから、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、県民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努める役割があります。

5. 食品関連事業者等の役割

食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体は、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、県や市町が実施する食育の推進に関する施策に協力するよう努める役割があります。

図 22 食育推進の基本的な考え方 (イメージ図)

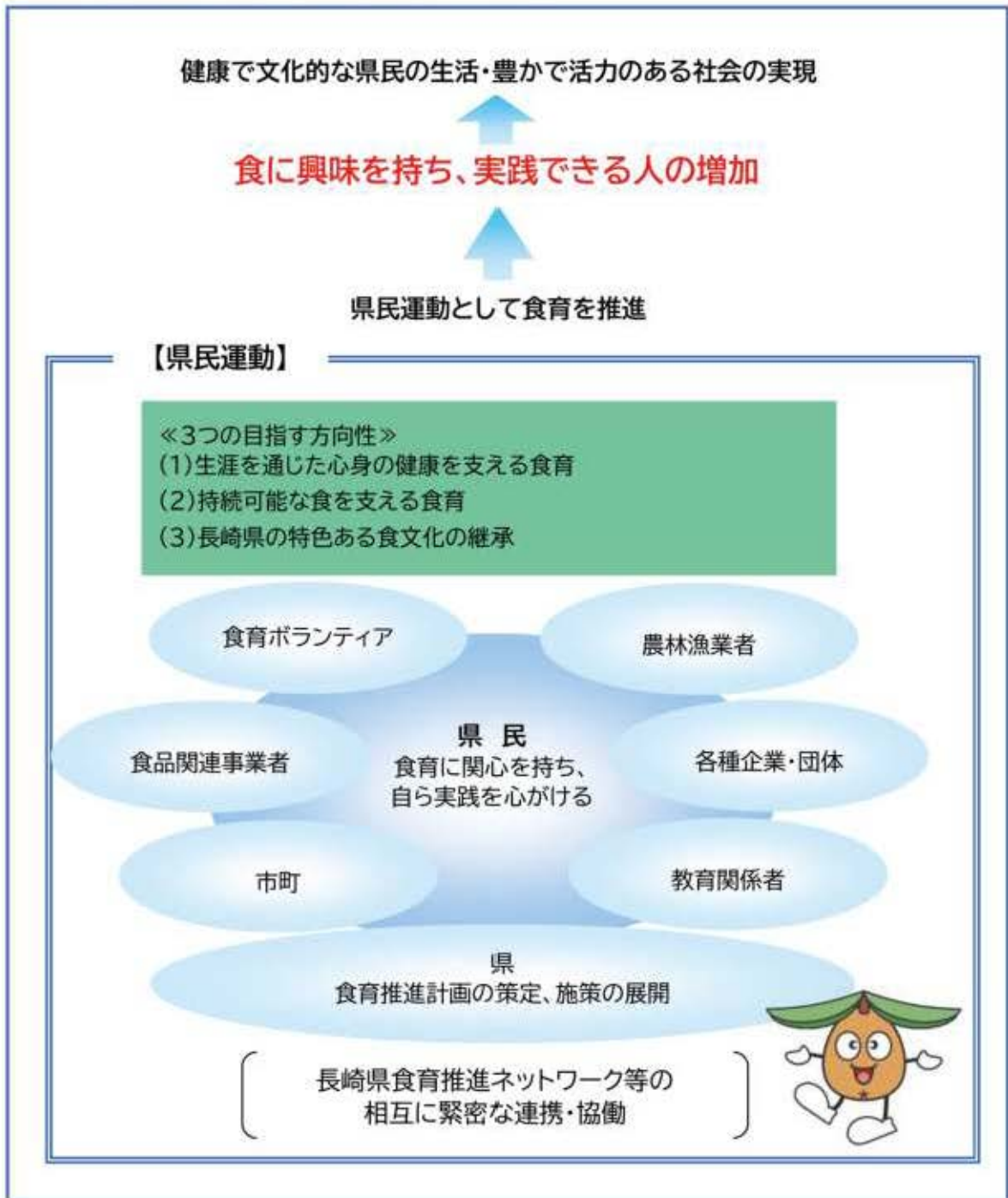
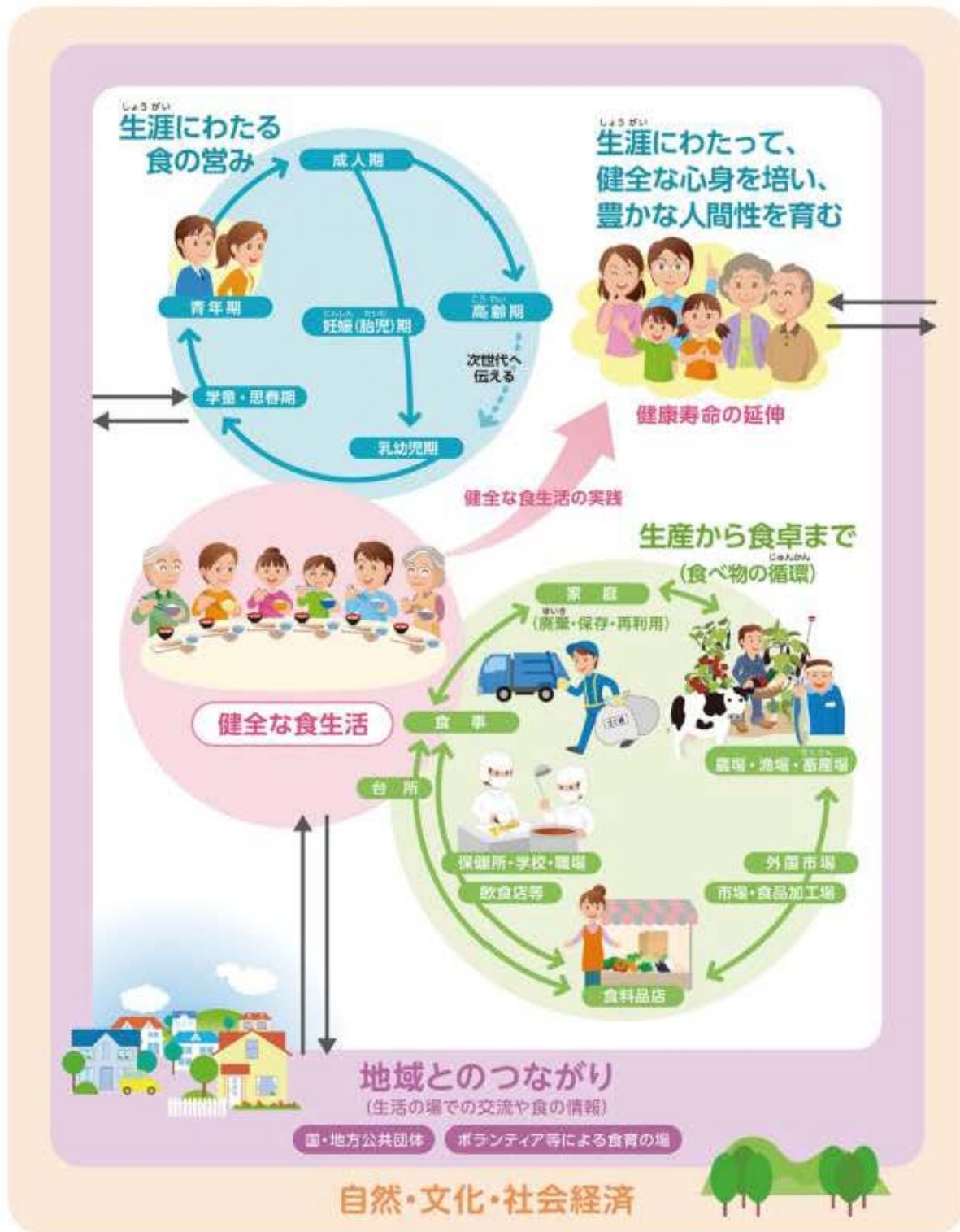


図 23 実践の輪を広げよう



資料 食育ガイド・農林水産省

第3節 ライフコースアプローチを踏まえた食育

〈背景〉

社会がより多様化することや人生100年時代が本格的に到来することを踏まえ、各ライフステージに特有の健康づくりについて、引き続き取組を進めるとともに、ライフコースアプローチについて、健康づくりに関連する計画等とも連携し、取組を進めることが求められています。

〈取組の方向性〉

食育は、すべての世代に関わり、食生活に対する意識や行動、環境等は、乳幼児期から高齢期までライフステージによって異なります。ライフステージごとの特徴を踏まえ、県民一人ひとりが生涯を通じて健やかな生活を送り、豊かな心を育むことができるよう食育を推進します。

また、これまで食に関する課題やめざす姿は、ライフステージ（乳幼児期、小・中学校期、高等学校期、青年期、壮年期、高齢期等の人の生涯における各段階）により様々であることを踏まえ、各ライフステージの特徴や課題に応じた食育を推進してきました。

本計画では、各ライフステージの食習慣や社会環境等が将来の自らの健康状態や自身の子どもの健康状態に影響を与える可能性があることを踏まえ、従来の各ライフステージに応じた食育の推進に加え、人の生涯を経時的に捉えた「ライフコースアプローチ」を踏まえた食育の取組を進めます。

Topics

ライフコースアプローチの考え方

ライフコースアプローチは、成人期の生活習慣とその後の生活習慣病の関連がかなり解明されるようになり提唱されている。さらには、乳幼児期の肥満が学童期の肥満さらには成人期の肥満に移行しやすいことが知られている。

現在の健康状態は、過去の自身の生活習慣から大きな影響を受けており、また、現在の生活習慣は将来の自身の健康状態や子どもの健康状態に大きな影響を与えます。

個人の健康づくりは一時的な視点だけでなく経時的な視点でアプローチするという考え方はです。

ライフステージ

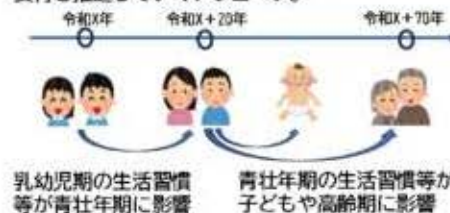
食に関する課題や目指す姿は、ライフステージ（乳幼児期、小・中学校期、高等学校期、青年期、壮年期、高齢期等の人の生涯における各段階）によりさまざまであることを踏まえ、各ライフステージの特徴や課題に応じた食育を推進する。



ライフステージ合わせた食育の推進

ライフコースアプローチ

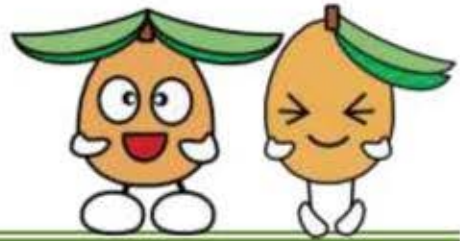
現在の食習慣や社会環境等が将来の自らの健康状態や自身の子どもの健康状態に影響を与える可能性があることを踏まえ、ヒトの生涯を経時的にとらえたライフコースを意識した食育を推進していくアプローチ。



ライフコースを意識した食育の推進

資料：第4次枚方市食育推進計画を参考に作成

第4章



目指す方向性と施策の展開

第4章 目指す方向性と施策の展開

第1節 生涯を通じた心身の健康を支える食育

高齢化の進行や単身世帯の増加などにより、家庭のかたちや人々の暮らし方が多様化し、それにともない食生活もライフスタイルに応じてさまざまになってきました。特に、働き盛り世代を中心とした大人の食生活の乱れが指摘されており、「大人の食育」の実現が求められています。

こうした状況の中で、すべての世代が健康的で望ましい食習慣を身につけることができるよう、ライフコースに注目したアプローチが重要であり、各ライフステージにあった食育を実践することが、生涯にわたる心身の健康の維持につながります。

今後は、共食の推進に加え、あらゆる世代・場面に応じた啓発活動などを通じて、県民の健康を支える食育を着実に推進していきます。

1. 共食を通じた望ましい食習慣の普及

- 食べることや調理の楽しみ等を体験するための幼児期を中心とした体験型の食育の取組を支援します。【こども未来課】
- PTA研修会や懇談会等に、「ながさきファミリープログラム」のファシリテーターを派遣し、共食の楽しさや生活習慣を整えることの大切さについて保護者同士や親子で話し合う機会を提供します。【生涯学習課】
- 基本的な食習慣を形成し、豊かな生活を送ることができるよう、家族や友人等と食卓を囲む機会を増やすことを推進します。【食品安全・消費生活課】
- 保育所・幼稚園・認定こども園等の給食時間の活用、家庭への情報提供により正しい食習慣や食事マナーの習得を促します。【こども未来課】

2. 健康寿命の延伸を目指す啓発

- 幼児期の基本的な生活習慣や健康状態の改善等に必要な知識について、保育所・幼稚園・認定こども園等の施設職員を対象に普及・啓発します。【こども未来課】
- 各教科・領域や生きた教材である学校給食など、教育活動全体を通して食への関心を高め、地場産物等の食材や調理法等の食に関する知識や技術の習得を促します。【学事振興課、特別支援教育課、体育保健課】
- 食に関する指導の充実により、学校教育活動全体を通して食育の推進を図り、望ましい食習慣について啓発します。【義務教育課】

- 学校保健委員会等と連携した取組等により、児童生徒の食習慣に関する正しい理解や望ましい生活習慣の定着に努めるよう促します。【体育保健課】
- 高校生を対象に、家庭科の授業を通して食への関心を高め、自立に必要な食の知識や技術を身につけるとともに、ライフステージに応じた望ましい食生活習慣を理解し、実践する力の習得を促進します。【高校教育課】
- 妊産婦や乳幼児の子を持つ保護者を対象に、各種教材を活用して基本的な生活習慣や望ましい食習慣、乳幼児期の栄養等について理解を促進します。【こども家庭課】
- PTA研修会や懇談会等に、「ながさきファミリープログラム」のファシリテーターを派遣し、共食の楽しさや生活習慣を整えることの大切さについて保護者同士や親子で話し合う機会を提供します。(再掲)【生涯学習課】
- 地域における講習会等を通して、幅広い世代に対する適正な塩分摂取を含めた望ましい食習慣について理解を促進します。【食品安全・消費生活課、国保・健康増進課】
- 望ましい食習慣について、民間企業と連携しながら働く世代に向けた広報・啓発活動を実施するとともに、特に、食に関する課題が多い若い世代に対する取組を促進します。【食品安全・消費生活課、国保・健康増進課】

3. 栄養バランスのとれた食事の啓発

- 保育所・幼稚園・認定こども園等での食事提供を通して、乳幼児期からの主食・主菜・副菜を組み合わせた栄養バランスのとれた食生活を支援します。【こども未来課】
- 学校給食摂取基準をもとに栄養バランスに配慮した学校給食を提供するとともに、家庭に対しても望ましい食事について啓発するよう促します。【体育保健課】
- 幅広い世代を対象に、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の定着など、栄養バランスのとれた食生活の普及を図ります。【食品安全・消費生活課、国保・健康増進課】
- 高齢者の孤食や栄養バランスの偏りといった課題に対応するため、市町が行う食生活の改善・定着に向けた取り組みを支援します。【食品安全・消費生活課】

Topics

ながさき^{けんみ}健味んメニュー & ながさき^{けんみ}健味ん弁当のご紹介

より栄養バランスのよい食事内容となるよう、主食・主菜・副菜をそろえることなどを盛り込んだ長崎県独自の基準を「ながさき健味んメニュー」として制定し、四季に合わせた家庭向けや料理初心者向けのほか、飲食店向けのレシピを作成し、公開しています。

また、中食の利用者が増加し、若い世代ほど野菜摂取量が少ない傾向にあることを踏まえ、スーパーマーケットやコンビニエンスストア、栄養士会、大学生と連携し、ながさき健味ん弁当(ながさき健味んメニューの基準を満たす弁当)の販売による食環境の整備を進めています。

【肉団子の野菜甘酢あんかけ】



【油淋鶏】



【豚肉の香草パン粉焼き】



4. 野菜摂取を心がける食事の啓発

- 大学生を対象に、各大学等と連携して朝食や野菜摂取等の望ましい食習慣について啓発します。
【食品安全・消費生活課】
- 生活習慣病予防を目的とした健康づくりの啓発を通して、野菜摂取量増加を含めた生活改善を推進します。
【国保・健康増進課】
- 野菜摂取量増加に向けたレシピ集の作成や関係団体・企業と連携した普及啓発を図ります。
【国保・健康増進課】

Topics

長崎県の減塩・野菜摂取量の増加に向けた取組

減塩・野菜摂取量の増加に向けた取組

長崎県は、令和4年に“減塩・野菜の日”を制定し、「減塩」と「野菜摂取量の増加」に向けた取組を推進しています。

●毎月8日(はちにち)は減塩・野菜の日

野菜(や8・さい)を食べる事をいつもより意識して、
1日あたりの塩分は8g未満でおいしく適塩を。



●ながさき健味ん(けんみん)メニュー

日々の食事内容が栄養バランスのよいものになるよう、基準を決めて飲食店での提供や家庭での料理ができるようにレシピを作成しています。

●長崎県健康づくり応援の店

飲食店や弁当店では、野菜たっぷりメニューや適塩メニューの提供の他、健康づくりに関する情報提供や禁煙にも取り組んでいます。



健康ながさき21(第3次)

Topics

主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を啓発する取組

県では、県内4大学の学生と大学生食育向上委員会を設置し、一緒に食育の啓発を行っています。

写真は大学生が考えた1皿で、1日の1/3の栄養が摂れ、お腹も満たされるので朝ごはんにぴったりです。また、冷凍野菜や味付けに市販のめんつゆを使うと短時間で簡単に作れ、失敗しない1品です。

1皿なので片付けも簡単！！



夏野菜×納豆のねばねば丼

長崎県食品安全・消費生活課 Instagram 令和7年8月掲載

5. 朝食欠食の減少に向けた啓発

- 長崎県食育推進ネットワーク会員と連携しながら、朝食の摂取など望ましい食習慣について、幅広い世代の県民に向けた広報・啓発活動を実施するとともに、食に関する課題が多い新入社員等の若い世代に対する取組の実施や、会員相互の連携した取組を促進します。【食品安全・消費生活課】
- 県内大学と連携して朝食の摂取に向けた検討会を開催し、望ましい食習慣について啓発します。【食品安全・消費生活課】
- 妊産婦や乳幼児の子を持つ保護者を対象に、各種教材を活用して基本的な生活習慣や望ましい食習慣、乳幼児期の栄養等について理解を促進します。(再掲)【こども家庭課】
- PTA研修会や懇談会等に、「ながさきファミリープログラム」のファシリテーターを派遣し、共食の楽しさや生活習慣を整えることの大切さについて保護者同士や親子で話し合う機会を提供します。(再掲)【生涯学習課】
- 地域における講習会等を通して、幅広い世代に対する適正な塩分摂取を含めた望ましい食習慣等について理解を促進します。(再掲)【食品安全・消費生活課、国保・健康増進課】

6. 口腔機能の重要性の啓発

- 乳幼児期の健全な口腔機能の重要性について、その保護者や関係機関等を対象に理解を促進します。【こども未来課、国保・健康増進課】
- 歯と口の健康週間等の行事と関連させた献立やよくかむことが必要な献立を学校給食に取り入れ、給食時間や機会をとらえてかむことの大切さについて指導するよう促します。【体育保健課】

○母子保健に携わる関係者等に対し、研修等を通して、妊娠中の食生活やむし歯予防等の周知を図ります。
【こども家庭課】

○子どもから成人、高齢者の口腔機能の重要性について、関係機関との連携や普及啓発を推進します。
【国保・健康増進課】

○介護予防事業等を通じて高齢者の栄養及び口腔機能の向上を図ります。
【長寿社会課】

Topics

朝食欠食の減少に向けた取組

大塚製薬・ファミリーマート・長崎県が連携してファミリーマート店舗で「朝食の重要性」を啓発

朝食を食べよう! 食育を推進する 長崎県からのご案内

今日、朝ごはん食べましたか?

朝食を食べよう! 食育を推進する 朝食を食べよう! 朝食を食べよう!

朝ごはん、何を食べたい?

栄養バランスの良い 朝ごはんを食べて、元気な新生活を送らんね!





朝食は一日のはじめの大事なスイッチ！
リズムよく生活して健やかに！

新生活が始まる時期に、朝食をとることの重要性を多くの方々に知っていただくことを目指し、長崎県食育推進ネットワーク会員の大塚製薬株式会社と株式会社ファミリーマートが長崎県と連携して、FamilyMartVisionで「朝食の重要性」をお知らせしました。

○令和7年4月1日～4月14日
5時00分～10時59分
(1時間に6回放映。1回15秒)

○長崎県内ファミリーマートのデジタルサイネージ設置店舗約120店

《数値目標》第4章第1節 生涯を通じた心身の健康を支える食育

目標項目	基準値 (R6)	R8	R9	R10	R11	目標 (R12)
食育計画に基づいた推進体制がある保育所・幼保連携型認定こども園の割合：％	100	100	100	100	100	100
食育の計画を作成している幼稚園の割合：％	83.5					85
栄養士により、食育の取組を専門的に実施している保育所・幼保連携型認定こども園の割合：％	78.3					80
食育担当者を配置して食育を推進している幼稚園の割合：％	80.0					85
小・中学生の朝食摂取率：％	93.6					100
食育の視点を踏まえ、授業を行っている小・中学校の割合：％	93.8	100	100	100	100	100
成人の朝食摂取率：％	89.5					92
食育を実践している県民の割合：％	53.7 (R7)	59.0	64.2	69.5	74.7	80
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の人の割合：％	42.6	46.5	50.0	53.5	57.0	60.0
野菜摂取を心がける人の割合：％	90.5	91	92	93	94	95
大学生の朝食摂取率：％	73.1					80

第2節 持続可能な食を支える食育

近年、私たちの食卓と農業や漁業などの生産現場との距離が、物理的にも心理的にも遠くなりつつあります。こうした中、農林漁業体験や生産者との交流を通じて、食の背景や地域の食文化への関心を育むことは、持続可能な食への理解を深め、農林漁業を活性化させるうえでも重要です。

また、食の安全や環境への配慮など、食をめぐる課題に対して正しい情報を消費者に分かりやすく伝え、理解を深める「リスクコミュニケーション」の推進も必要とされています。

さらに、限りある資源を大切に作る視点から、食品ロスの削減に向けた取り組みや、災害時に備えた食のあり方を学ぶことも欠かせません。

これら食育に関連するそれぞれの取り組みを通じて、県民一人ひとりが食のつながりを実感し、未来につながる持続可能な食生活を築いていけるよう、食育の推進を図っていきます。

1. 食品の安全に関する正しい情報の提供とリスクコミュニケーションの推進

○消費者、食品関連事業者及び行政間の相互理解を促進するため、情報及び意見の交換を行い、食品の安全・安心に関する情報を共有します。

【食品安全・消費生活課】



食品の安全・安心リスクコミュニケーション

○食品の安全性に関する様々な情報を県民が入手できるよう、パンフレットやホームページ等を通じて情報を発信します。

【生活衛生課、食品安全・消費生活課】

2. 農林漁業体験、生産者との交流等を通じた普及

○食事の提供や食材に関する学びを通して、食への関心と理解を深め、感謝の念を育むための取組を支援します。

【こども未来課】

○漁業体験や生産者との交流及び関係団体が実施する魚食講習会への支援等により、本県水産物の魅力を発信します。

【漁政課、水産経営課、水産加工流通課】

- 農業体験、酪農体験や生産者との交流等を通じ、本県農畜産物に関する情報を広く発信します。【農山村振興課、畜産課】

3. 食品ロス削減に向けた取組の工夫と食品廃棄物の発生抑制・リサイクル促進

- 毎日の給食で適切な量を偏りなく食べ、食べ残しをしないよう、個に応じた給食指導の充実を図ります。また、給食だより等で「食品ロス」に関する情報等を紹介し、家庭への普及啓発を行うよう促します。【体育保健課】
- 食品ロス削減などに取り組むNPO・ボランティアに対して、相談・助言・情報提供等を行います。【県民生活環境課】
- 食品関連事業者に対して、食品ロス削減に向けた製造・販売の工程管理等の啓発や消費者の食べ残しを減らす九州食べきり協力店事業を推進します。【生活衛生課、資源循環推進課】
- 食品ロス削減に関する各種講習会やイベント、ポスターコンテスト等を通し消費者の意識の醸成を図ります。【資源循環推進課、県民生活環境課、食品安全・消費生活課】
- 賞味期限が1年を切った災害用備蓄食料等の有効活用を図り、食品ロス削減に取り組めます。【福祉保健課】
- 食品関連事業者等から発生する食品ロスの有効活用を図るため、事業者等とフードバンク団体とのマッチングを支援します。【資源循環推進課】
- 食品業者等からのエコフィード（食品残さ等飼料）発生情報を、畜産業者へ提供し、再資源化を促進します。【畜産課】

4. 災害時に備えた平時における食育の取組の普及

- 保育所・幼稚園・認定こども園等の災害時の食事提供の体制整備として「災害時食事提供マニュアル」の策定を促進します。【こども未来課】
- 食品ロス削減にも配慮した非常時にも対応できる食に関する知識の普及を図ります。【食品安全・消費生活課】
- 災害時に備え、各家庭で主食と主菜や副菜となる食料品を組み合わせることを推奨します。【福祉保健課】
- 給食施設指導を通じ、非常食の備蓄状況の把握及び非常時用献立を含む非常災害時食事提供マニュアルの作成に向けて支援を行います。【国保・健康増進課】

《数値目標》第4章第2節 持続可能な食を支える食育

目標項目		基準値 (R6)	R8	R9	R10	R11	目標 (R12)
食品の安全性に関する意見交換会等の開催	回数：回	21 (R2-6 平均)	21 以上	21 以上	21 以上	21 以上	21 以上
	参加者の理解度：%	93.8 (R7)	95 以上	95 以上	95 以上	95 以上	95 以上
県内3魚市場協会が実施する魚食講習会の参加者数（魚食普及）：人		1,900 (R5-6 平均)	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
アグリビジネス売上額（直売所・農泊（日帰り体験を含む））：億円		124.6 (R5)	136.0	140.0	144.1	148.3	152.5
食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合：%		92.9	96 以上	96 以上	96 以上	96 以上	96 以上

Topics

災害時に備えた食品の家庭備蓄

過去の経験によれば、大きな災害が発生し、物流機能が停止した場合、災害発生からライフライン復旧まで1週間以上を要するケースが多くみられます。

また、災害支援物資が3日以上到着しないことや、物流機能の停止によって、1週間はスーパーマーケットやコンビニなどで食品が手に入らないことが想定されます。このため、**最低3日分～1週間分×人数分の食品の家庭備蓄**が望ましいといわれています。

家庭備蓄の例 1週間分 / 大人2人の場合

必需品
水 2L×6本×4箱
※1人1日およそ2L程度（飲料水+調理用水）
お好みの塩や醤油、食塩、食酢、食油、食酢、食塩
カセットコンロ・カセットボンベ×12個
※1人1週間の消費目安

主食
米 2kg×2袋
※1袋消費したら1袋買い足す（1人1食75g程度）
カップ麺類×6個
パン類（うどん・そば・そうめん・パスタ）
・そうめん2袋（300g/袋）
・パスタ2袋（800g/袋）
その他（湯葉）
・LL牛乳
・シリアルなど

主食
レトルト食品
・牛乳の煮、おレー等10個
・パスタソース6個
惣菜（肉・魚）
・お好みのもの10品

副菜
その他（果物）
日持ちする野菜類
・たまねぎ、じゃがいも等
梅干し、おひ、乾燥わかめ等
調味料
・砂糖、塩、しょうゆ、めんつゆ等
野菜ジュース、果汁ジュース等
インスタントみそ汁や即席スープ
チョコレートやビスケットなどの菓子類も大事！

あなたの食生活別 選び方の **ヒント**

- ・普段料理をする ▶ 常備菜・乾物がおすすめ：梅干し、缶詰、切り干し大根など。
- ・中食が多い ▶ 必需品+推奨備蓄食品：レトルト食品、フリーズドライ食品など。
- ・普段料理をしない ▶ 必需品+好きなもの：カップラーメン、菓子類、非常食など。

出典：農林水産省 災害時に備えた食品ストックガイド

第3節 長崎県の特色ある食文化の継承～郷土料理や地産地消への関心～

長崎県は、海と山に囲まれた豊かな自然環境に恵まれ、多様な水産物や農産物が育まれています。特に、離島という地形を活かした漁業によって得られる新鮮な魚介類や、地域ごとの気候や風土に根ざした農産物は、長崎ならではの食の魅力を形づくっています。こうした食材を活かした郷土料理や食文化は、地域の暮らしに深く根ざした大切な財産です。

これらの豊かな食の恵みを次の世代へしっかりと伝えていくことは、地域への誇りや愛着を育み、持続可能な食のあり方を考えるうえでも重要な取り組みです。

学校、地域、そしてイベント等を活用した地産地消の推進で、長崎県の特色ある食文化の継承に取り組んでいきます。

1. 学校での教科や給食を通じた普及

- 関係団体と連携し、魚食講習会等を通して県産魚の利用・普及を推進します。
【水産加工流通課】
- 教科等や給食の時間における食に関する指導を通して、郷土料理や地産地消への関心を高めます。
【義務教育課】
- 学校給食に地場産物を使用し、新鮮な食材の確保や、郷土料理のメニューを取り入れながら、児童生徒の郷土に対する愛着や理解を深めます。
【体育保健課】

2. 地域における伝承や体験を通じた普及

- 市町や関係団体等と連携し、食育ボランティアの活動等を通じて、県産食品や郷土料理を普及します。
【食品安全・消費生活課】
- 地域において調理教室などを行い、食文化の継承や県民の健康づくりの活動をしている団体等を支援します。【国保・健康増進課、食品安全・消費生活課】

3. イベント等を通じた県産食品や郷土料理の普及

- 生産者と消費者が交流する各種イベントや飲食店に対する取組等を通して、県産食品のPRや利用を促進します。
【物産ブランド推進課】
- 県産品愛用推進協力店等と連携し、農林水産物等の県産食品や郷土料理の普及啓発に努めます。
【物産ブランド推進課、水産加工流通課、農山村振興課】

○関係機関と連携し、各種イベントを通して、長崎の農林水産物のPR、生産者と消費者との交流などを行い、地産地消や県産品愛用の促進を図ります。

【水産加工流通課、農山村振興課、農産加工流通課、林政課】

○関係団体等が主催するイベントや体験活動、研修会等を活用して、農林水産物や郷土料理についての情報提供を行います。

【水産加工流通課、農山村振興課】

4. 共食や調理実習等を通じた普及

○食えることや調理の楽しみ等を体験するための幼児期を中心とした体験型の食育の取組を支援します。(再掲) 【こども未来課】

○PTA研修会や懇談会等に、「ながさきファミリープログラム」のファシリテーターを派遣し、共食の楽しさや生活習慣を整えることの大切さについて保護者同士や親子で話し合う機会を提供します。(再掲) 【生涯学習課】

○基本的な食習慣を形成し、豊かな生活を送ることができるよう、家族や友人等と食卓を囲む機会を増やすことを推進します。 【食品安全・消費生活課】

《数値目標》第4章第3節 長崎県の特徴ある食文化の継承

目標項目	基準値 (R6)	R8	R9	R10	R11	目標 (R12)
学校給食における「地場産物使用推進週間」の県産品使用割合(重量比):%	74	74 以上	74 以上	74 以上	74 以上	74 以上

ながさきの味～伝えたい、広めたい、郷土の食～

長崎県 全域・郷土料理



具雑煮/島原具雑煮

島原を代表する郷土料理のひとつ。全国的にも珍しい土鍋でつくる具だくさんの雑煮として知られ、島原を訪れる観光客も多くいる(島原半島)



浦上ソボロ

浦上地区でキリスト教を布教していた宣教師が、信徒たちに「健康にいい食べ物」として豚肉を食べさせようと作られたのがはじまり(浦上地区)



にごみ

具材のひとつとして薄皮つきのゆで落花生を入れるのが特徴の煮込みで、江戸時代に大村市一帯のもてなし料理として作られています。(大村市・東彼杵町)



大村寿司/大村寿し

地元では「勝ち戦の祝いの寿司=大村寿司」となり、いまでもお祝い事に欠かせない押し寿司料理として重宝されている。(大村市)



皿うどん

当初は、ちゃんぽんと同じ太い麺を使った焼きちゃんぽんで、細いパリパリ麺に五目あんかけをかけるものを「細麺皿うどん」と区別している。(長崎県)



ちゃんぽん

鍋で野菜や肉の切れ端などを炒め、そこに中華麺を入れて濃いめのスープで煮こんだボリュームたっぷりの料理を作ったのがはじまり。(長崎県)



いぎりす

材料や作り方は若干異なるものの、愛媛県今治地方に伝わるイギス藻を使った料理「いぎす豆腐」がルーツだといわれている。(島原半島)



ヒカド

ポルトガル人の宣教師や貿易に携わっていた人たちは牛肉や豚肉を使ったシチューを食べていた。「ヒカド」は、それが起源といわれている(長崎市)



鶏飯

正月や盆のときに男衆が自宅で育てた鶏をさばいて作るのが習わしで、いまでも基本的に男性が作るものとされている。(諫早地区)



ぬっぺ

類する料理は日本各地に存在。さといもを中心とした根菜類を小さく切って煮ることと、汁にとろみがあることが共通点となっている。(諫早地区)



鼻はじき

食材を放射状に並べ、それを辛子酢みそをつけながら食べる。昔から主に法事の精進料理として供されてきた。(諫早地区)



押し寿司

由来は「大村寿司」と同じで、大村純伊が反攻して領地に帰還した際に、領民らがそれを祝うために押し寿司を作り供したのがはじまり。(県北全域)



長崎天ぷら

ポルトガル人が食べていた衣に味が付いたフリッターが原型とされている。一般の天つゆで食べる天ぷらとは若干異なる料理となっている。(長崎県)



鯨じゃが

縄文時代から捕鯨が行われており、江戸時代には大村湾の東側に位置する彼杵が古式捕鯨の中心地として栄えて鯨料理が生まれている。(長崎県)

長崎県 全域・郷土料理



パスティー

西洋風な料理ながらもパイ生地の下に具材に中国伝来のものが入っていたり、味付けが和風だったりすることから、長崎独自の和華欄料理（長崎県）



くりつぼ

「くりつぼ」の「くり」は具材に栗を使うことからきており、「つぼ」は料理を盛るおわんを坪に見立てていることからきている。（川棚町）



茹で干し大根と かんぼこの煮物

「茹で干し大根とかんぼこの煮物」は西海市の郷土料理長崎ならではの味わい（西海市）



つぼ汁

地域によって「いんげん汁」や「つぼき」と呼ばれている。ルーツは定かではないが、昔から法事の精進料理として食べられてきた。（雪浦地区）



レモンステーキ

日本人の口に合うさっぱり味。肉が焼き上がる直前に和風ソースにレモン果汁を加えることから「レモンステーキ」と名付けられた。（佐世保市）



アルマド

平戸地区に伝わる卵入りの練り物。食紅でゆで卵に色を付けるため、切った断面がピンク色に縁どられるのが特徴である。（平戸地区）

五島地方・郷土料理



地獄焚き（五島うどん）

かつて五島は遣唐使船の寄港地であったことから、中国でさまざまなことを学んだ遣唐使がその原型を伝えたといわれている。（五島列島）



かんころ餅

さつま芋を薄くスライスして天日干したものを「かんころ」と呼ぶ。この「かんころ」を餅米に混ぜてつきあげるとできあがる。（五島地方）



ピーナッツ豆腐

五島列島北部の郷土食で、島の特産品である落花生をすり潰して、葛粉と混ぜて固めたもので甘さとコクに定評がある。（小値賀町）

壱岐対馬地方・郷土料理



ひきとおし

盆・正月・祭りの日に客が訪れると、自宅で飼っていた滋味深い鶏をさばいて鍋料理をつくり、奥の座敷に引き通してもてなしていた。（壱岐市）



いりやき

冠婚葬祭で人々が集った際に、家で飼っていた地鶏をさばいて寄せ鍋を作ってもてなす慣習があり、「いりやき」につながった。（対馬市）



対州そば

そばの原種はヒマラヤ周辺がルーツ、縄文時代に朝鮮半島を経由して対馬に伝来した。今もその原種の特徴を残すそばが栽培されている。（対馬）

参考：農林水産省 HP（うちの郷土料理）

https://www.maff.go.jp/j/keikaku/syokubunka/k_ryouri/search_menu/area/nagasaki.html



第5章



県民運動としての推進

第5章 県民運動としての推進

第1節 食育推進の基盤強化

あらゆる世代の県民が食育に関心を持ち、日々の生活の中で実践していくために、県や関係者が参画する長崎県食育推進県民会議の開催や、県内各地域での食育活動、食育活動団体等との連携を通じて、食育の普及に取り組んできました。

これまでの取組でも、民間企業等を巻き込んだネットワークづくりに着手しており、今後はこの取組をさらに広げ、多様な関係者が協働して取り組む体制を構築することで、より広がりのある食育の推進を図っていきます。

1. 推進体制

○健康・栄養関係者、教育関係者、消費者団体、生産者・事業者団体、学校給食関係者、地域活動団体、学識経験者、行政等で構成する長崎県食育推進県民会議により、食育の推進に関する重要事項について審議します。

【食品安全・消費生活課】

○民間企業等との連携を強化した長崎県食育推進ネットワークを活用し、食育を県民運動として推進します。

【食品安全・消費生活課】

○本推進計画に基づく食育に関する施策を効果的かつ計画的に推進するため、庁内関係部局で構成する長崎県食育推進会議により、施策の進捗状況や成果を評価、検証していきます。

【食品安全・消費生活課】

2. 市町や関係機関及び団体等との連携

○県産品愛用推進協力店における県産品愛用を推進し、直売所や加工グループ等との連携により地産地消を推進します。

【物産ブランド推進課、水産加工流通課、農山村振興課】

○長崎県食育推進ネットワーク会員相互の連携を促進しながら、食育フェスタの開催や市町イベントへの参加など、食育事業を行う県の関係課や市町と連携して、地域における食育を推進します。

【食品安全・消費生活課】

○市町や関係機関、長崎県健康づくり応援の店等と連携して健康的な食事の推進を図ります。

【国保・健康増進課】

第2節 人材の育成と関係機関等への支援

食育を県内全域に効果的かつ効率的に広めていくためには、県民一人ひとりが食育の取組を実践することと併せて、食育の担い手となる人材の育成と、関係機関・団体への継続的な支援が欠かせません。

このため、地域で活動する食育関係者やボランティアの養成、資質の向上、そして活動を支えるための情報提供などの基盤づくりに取り組みます。

また、食育の普及に積極的に取り組み、模範的で社会的貢献度の高い活動を行っている団体や個人に対しては、表彰などを通じてその取組を奨励し、広く周知することで、県全体の食育の推進力を高めていきます。

1. 食育関係者のスキルアップ支援

- 保育所・幼稚園・認定こども園等の食育担当者を対象にした研修会の開催や情報提供により、各施設における食育の推進を支援します。【こども未来課】
- 学校栄養職員（栄養士）を対象に認定講習会を開催し、食に関する指導の中心的な役割を持つ栄養教諭の免許取得を促進し、学校における食育を推進します。【働きがい推進室】
- 栄養教諭等に対する研修会の実施により、食育に関する実践的指導力の向上を支援します。【義務教育課】
- 学校給食に関する研修会等を開催することにより関係職員の知識を深め資質向上に努めます。【体育保健課】
- 研修会等により市町栄養士、給食施設従事者、歯科衛生士等の専門的知識を有する者の資質の向上を図り、地域における食育の充実を支援します。【国保・健康増進課】

2. 食育を推進するボランティア活動への支援

- 食育の推進に取り組むNPO・ボランティアに対して、相談・助言・情報提供等を行います。【県民生活環境課】
- 長崎県食育ボランティアの登録、活動状況の把握、情報提供等により、県民に密接した活動を行う人材の活用を促進します。【食品安全・消費生活課】
- 食育推進活動表彰（県知事表彰）により、個人や団体の取組を奨励します。【食品安全・消費生活課】

- 食生活改善推進員の養成・資質向上を市町と連携して行い、食育活動を支援します。
【国保・健康増進課】
- 地域で活動する生活研究グループに対し情報提供などの支援を行います。
【農業経営課】
- 食に関する講座やボランティア養成講座等、生涯学習に関する情報を県民に効果的に提供し、学びやすい環境を整備します。
【生涯学習課】

3. 関係機関等への支援

- 各施設への訪問、研修会の開催、情報提供等により保育所・幼稚園・認定こども園での食育の取組を支援します。
【こども未来課】
- 地域においてこどもの居場所づくりに取り組む団体等に対し、こども場所充実のためのネットワーク等を通じて食育に関する情報提供等を行い、食育の取組を支援します。
【食品安全・消費生活課、こども未来課】
- 栄養教諭の配置拡大等により、学校における食育の取組を支援します。
【義務教育課】
- 教職員を対象とした研修会の開催や体験学習の充実等により、食に対する知識を深め学校での食育の取組を支援します。
【高校教育課、体育保健課】
- 特別支援学校において、児童生徒の障害の特性や発達段階に応じた、食に関する体験活動等の実施を支援します。
【特別支援教育課】
- 長崎県産の地場産物の学校給食への利用促進を図り、県内産物のみを使用した「県内まるごと長崎県給食」を実施します。
【体育保健課】
- 地域において郷土料理の普及や地産地消の活動をしている直売所、団体等への情報提供や研修を通じ、その取組を支援します。
【水産加工流通課、農山村振興課】

《数値目標》第5章第2節 人材の育成と関係機関等への支援

目標項目	基準値 (R6)	R8	R9	R10	R11	目標 (R12)
食育研修会への参加保育所・幼保連携型認定こども園の割合:%	91.5	→				100
食育担当者・ボランティア等の研修会参加者数:人	1,223 R1~R6(コロナ禍除く) の最小値と最大値の平均	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200

第3節 デジタル化に対応した食育の推進

食の大切さを県内に広く伝えていくためには、正しい情報をわかりやすく届け、共有していくことが欠かせません。

社会全体でデジタル化が進み、SNS等を活用した情報発信や学びの機会が多様化していますが、こうした変化に対応しながら、県民一人ひとりが自分らしいかたちで食育に触れ、実践していけるよう、様々な手段や機会をとらえながら、デジタル技術を活かした柔軟できめ細やかな情報提供などの取組を推進していきます。

1. 多様な媒体を活用した食育の展開

○ホームページや情報誌等を通じて、健康づくり、農業体験及び漁業体験、郷土料理及び地産地消、食の安全・安心等に関する情報を発信します。

【生活衛生課、食品安全・消費生活課、国保・健康増進課、漁政課、水産加工流通課、農山村振興課】

○食育関連情報の総合的な窓口としてホームページを運営します。また、インターネットやソーシャルネットワーキングサービス(SNS)等を活用し、食育に関する理解や関心を深められるよう推進します。

【食品安全・消費生活課】

2. 様々な場面での情報提供

○妊産婦や乳幼児期の保護者、児童生徒、学生等、各対象に応じて資料の配布等により食育に関する情報を提供します。

【学事振興課、食品安全・消費生活課、こども家庭課、義務教育課、高校教育課】

○アンケートを実施し、県民の食育に関する意識や食に関する現状を把握するとともに、結果を踏まえた情報提供に努めます。

【食品安全・消費生活課】

○地域関係者や教育関係者を対象とした研修会等において、家庭への食育の推進を図ります。

【食品安全・消費生活課、生涯学習課】

《数値目標》第5章第3節 デジタル化に対応した食育の推進

目標項目	基準値 (R6)	R8	R9	R10	R11	目標 (R12)
「びわ太郎食育通信」の発行回数:回/年	12	12	12	12	12	12

長崎県食品安全・消費生活課の情報発信源

ホームページ「長崎県食品の安全・安心と食育」

検索：長崎県 食育

<https://www.pref.nagasaki.jp/section/shokuhin/index.html>



Instagram「長崎県食品安全・消費生活課」

検索：長崎県 食品安全 Instagram

<https://www.instagram.com/shokuhinanzensyohi/>



情報誌「びわ太郎食育通信」

検索：びわ太郎食育通信

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kurashi-kankyo/shouhiseikatsu/tsushin/>



長崎県内の飲食店や販売店による取組紹介

●“食べてみんな！長崎”県産品愛用推進協力店（担当：県物産ブランド推進課）

県産の農林畜水産物及び製造者または販売者が県内事業者である製品・加工品（惣菜を除く食品）を常時一般消費者に販売している県内所在の販売店で、県産品愛用運動の趣旨に賛同し協力いただける店舗を、「“食べてみんな！長崎”県産品愛用推進協力店」として登録しています。

年間を通じた県産品（食品・飲料）の積極的な取扱や県産品愛用推進のキャンペーン等へご協力いただいています。

* 協力店一覧

検索：長崎県県産品愛用推進協力店

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kanko-kyoiku-bunka/kanko-bussan/suisin/tuite/>



●長崎県健康づくり応援の店（担当：県国保・健康増進課）

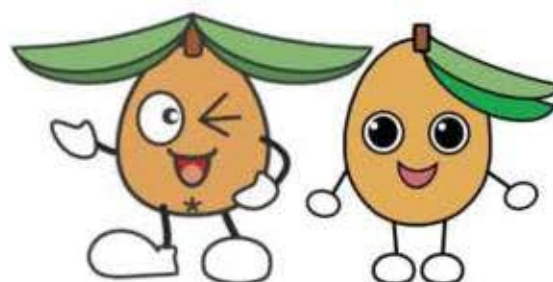
「健康情報の発信」や「ヘルシーメニューの提供」を行うことで、利用者の健康をサポートするお店です。

県民にとって身近な場所である飲食店等にご協力いただくことで、県民自身が健康づくりへの関心を高め、食習慣の見直し等ができるようになることを目的とした「健康ながさき21（第2次）」計画に基づいた取組です。

* 協力店一覧

検索：長崎県健康づくり応援の店一覧

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/kenkodukuri/ouennomise-kenkodukuri/>



= 数値目標一覧 =

第4章第1節 生涯を通じた心身の健康を支える食育

No.	目標項目	基礎値 R6	R8	R9	R10	R11	目標 R12	担当課	データソース
1	食育計画に基づいた推進体制がある保育所・幼保連携型認定こども園の割合:%	100	100	100	100	100	100	こども未来課	保育所における食育推進状況等に関する調査
2	食育の計画を作成している幼稚園の割合:%	83.5					85	こども未来課	幼稚園における食育推進状況等に関する調査
3	栄養士により、食育の取組を専門的に実施している保育所・幼保連携型認定こども園の割合:%	78.3					80	こども未来課	保育所における食育推進状況等に関する調査
4	食育担当者を配置して食育を推進している幼稚園の割合:%	80.0					85	こども未来課	幼稚園における食育推進状況等に関する調査
5	小・中学生の朝食摂取率:%	93.6					100	義務教育課 食品安全・消費生活課	全国学力学習状況調査
6	食育の視点を踏まえ、授業を行っている小・中学校の割合:%	93.8	100	100	100	100	100	義務教育課	学校運営に関する諸調査
7	成人の朝食摂取率:%	89.5					92	国保・健康増進課 食品安全・消費生活課	県民の食育に対する意識等の調査
8	食育を実践している県民の割合:%	53.7 (R7)	59.0	64.2	69.5	74.7	80.0	食品安全・消費生活課	長崎県の取組に関する県民意識アンケート調査
9	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の人の割合:%	42.6	46.5	50.0	53.5	57.0	60.0	国保・健康増進課 食品安全・消費生活課	県民の食育に対する意識等の調査
10	野菜摂取を心がける人の割合:%	90.5	91	92	93	94	95	国保・健康増進課 食品安全・消費生活課	県民の食育に対する意識等の調査
11	大学生の朝食摂取率:%	73.1					80	食品安全・消費生活課	大学生食育アンケート

第4章第2節 持続可能な食を支える食育

No.	目標項目	基礎値 R6	R8	R9	R10	R11	目標 R12	担当課		
12	食品の安全性に関する意見交換会等の開催	回数:回	21 (R2-6平均)	21 以上	21 以上	21 以上	21 以上	21 以上	食品安全・消費生活課	食品安全・消費生活課調べ
13		参加者の理解度:%	93.8 (R7)	95 以上	95 以上	95 以上	95 以上	95 以上	食品安全・消費生活課	食品安全・消費生活課調べ
14	県内3魚市場協会が実施する魚食講習会の参加者数(魚食普及):人	1,900 (R5-6平均)	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	水産加工流通課	水産加工流通課調べ	
15	アグリビジネス売上額(直売所・農泊(日帰り体験を含む)):億円	124.6 (R5)	136.0	140.0	144.1	148.3	152.5	農山村振興課	第4期ながさき農林業・農山村活性化計画農山村振興課調べ	
16	食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合:%	92.9	96 以上	96 以上	96 以上	96 以上	96 以上	資源循環推進課	食品ロスの認知度と取組状況に関する調査	

第4章第3節 長崎県の特徴ある食文化の継承

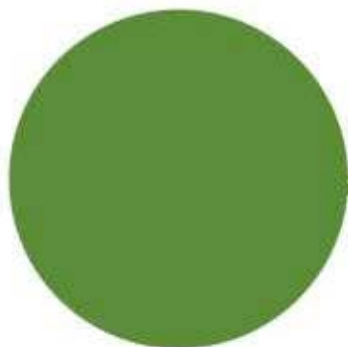
No.	目標項目	基礎値 R6	R8	R9	R10	R11	目標 R12	担当課	
17	学校給食における「地場産物使用推進週間」の県産品使用割合(重量比):%	74	74 以上	74 以上	74 以上	74 以上	74 以上	体育保健課	学校給食における地場産物使用状況調査

第5章第2節 人材の育成と関係機関等への支援

No.	目標項目	基礎値 R6	R8	R9	R10	R11	目標 R12	担当課	
18	食育研修会への参加保育所・幼保連携型認定こども園の割合:%	91.5					100	こども未来課	保育所における食育推進状況等に関する調査
19	食育担当者・ボランティア等の研修会参加者数:人	1,223 R1~R6(コロナ禍除く)の最小値と最大値の平均	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	国保・健康増進課	国保・健康増進課及び各保健所事業実績

第5章第3節 県民への情報提供の充実

No.	目標項目	基礎値 R6	R8	R9	R10	R11	目標 R12	担当課	
20	「びわ太郎食育通信」の発行回数:回/年	12	12	12	12	12	12	食品安全・消費生活課	食品安全・消費生活課調べ



參考資料

○ 食育基本法（平成17年法律第63号）

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）

第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩そう身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾はん濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、

食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

（食育推進基本計画）

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩そう身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、

保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二條 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三條 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四條 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五條 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六條 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関す

る施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣以外の国务大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

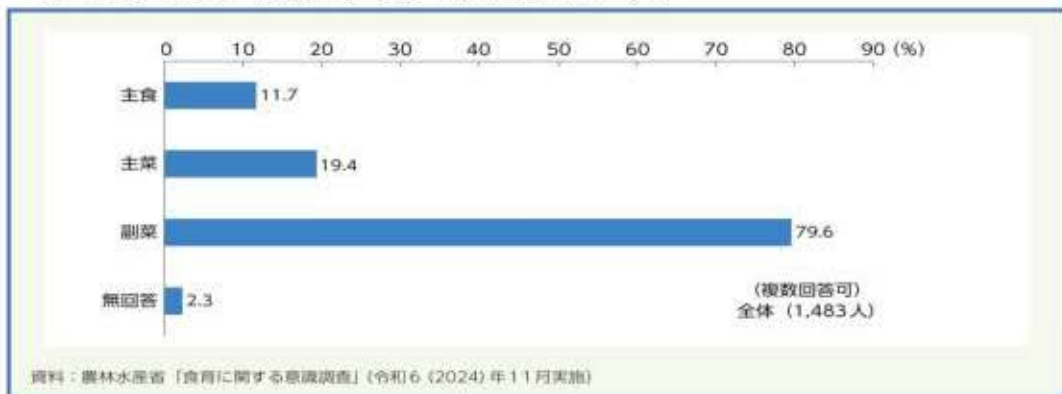
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

○ 国の食育推進施策等の関連統計の抜粋

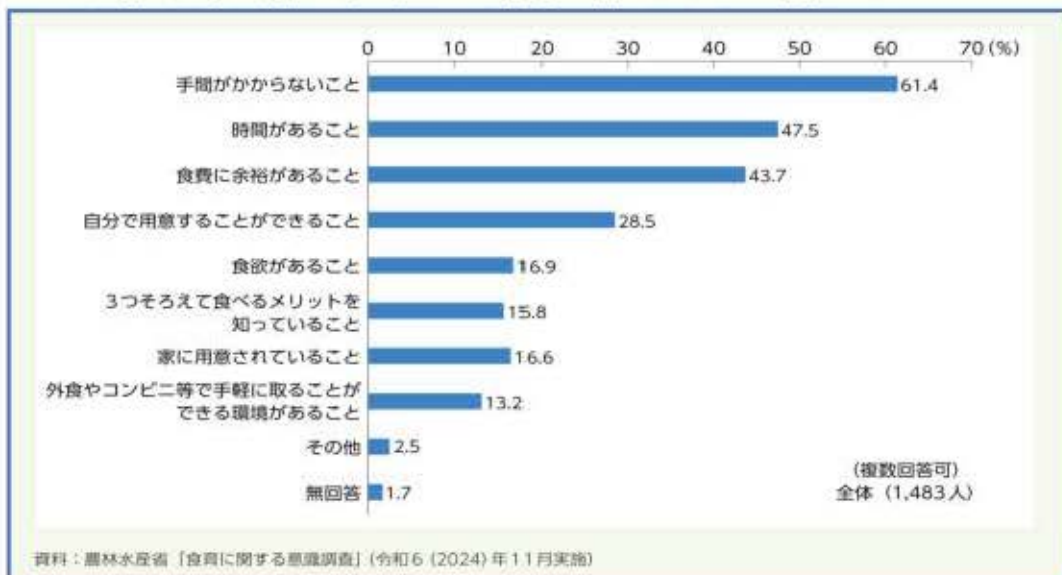
1. 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の摂取頻度



2. 主食・主菜・副菜のうち食べられていないもの



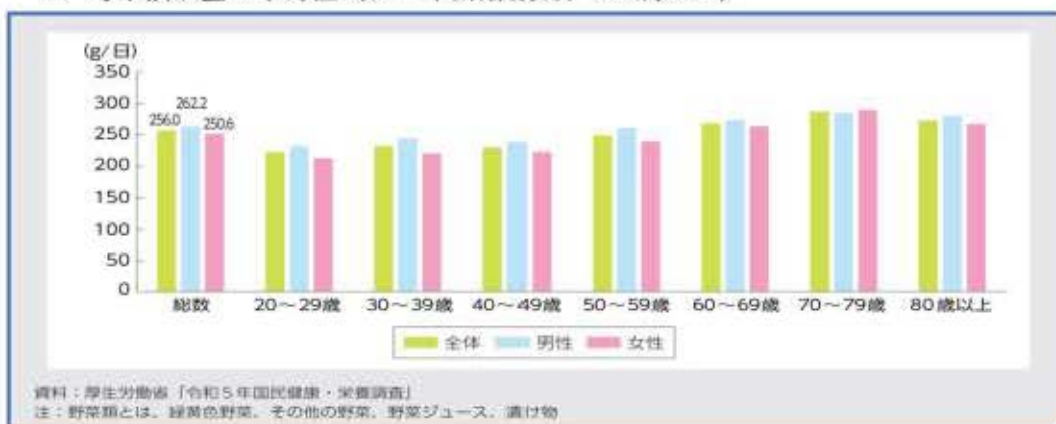
3. 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を増やすために必要なこと



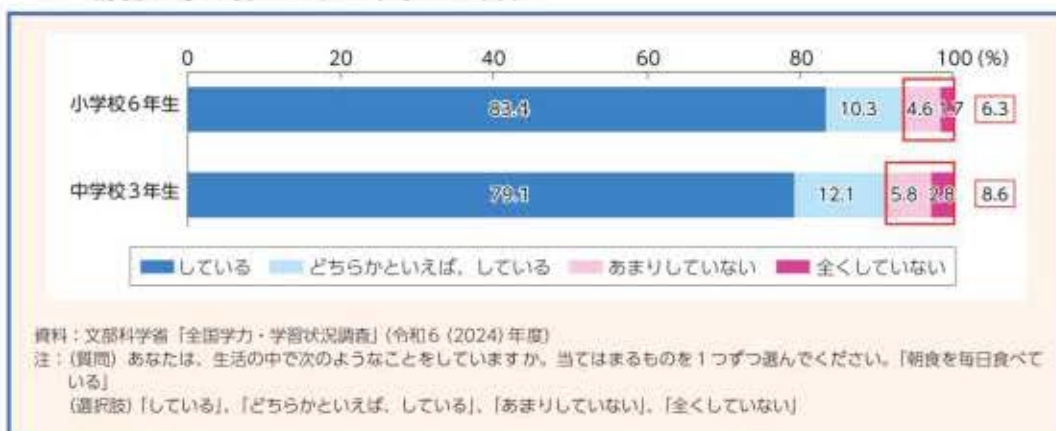
4. 野菜・果物の消費量



5. 野菜摂取量の平均値（性・年齢階級別、20歳以上）



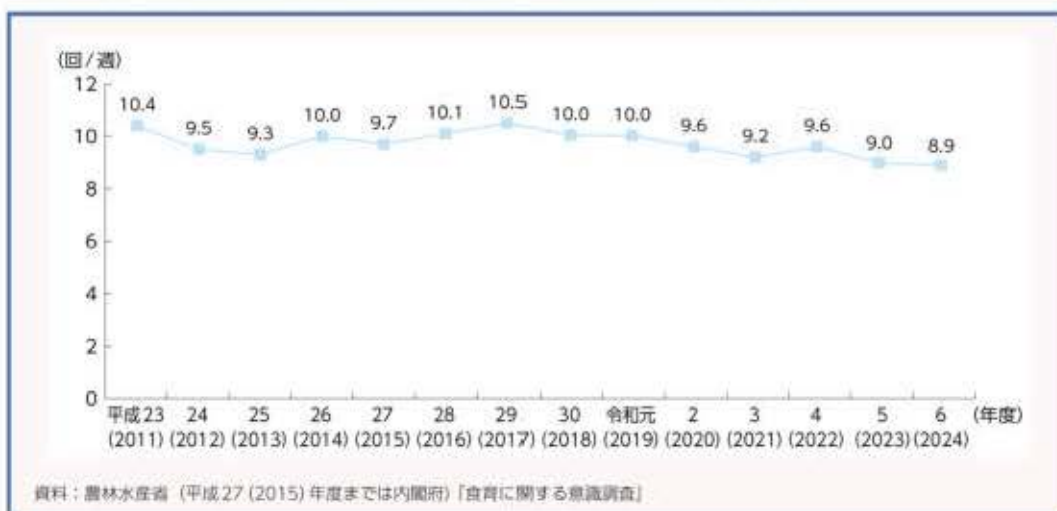
6. 朝食を毎日食べる小・中学生の割合



7. 小・中学生の朝食欠食率の推移



8. 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の推移

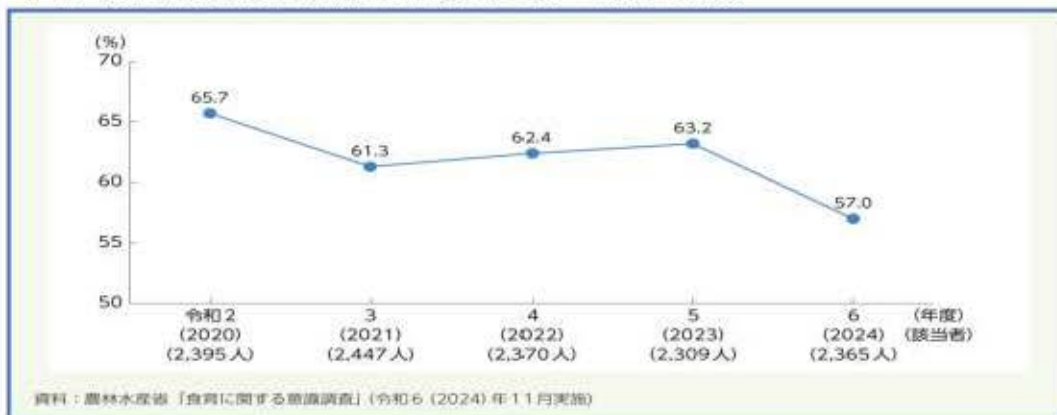


9. 我が国の食品ロス発生量の推移

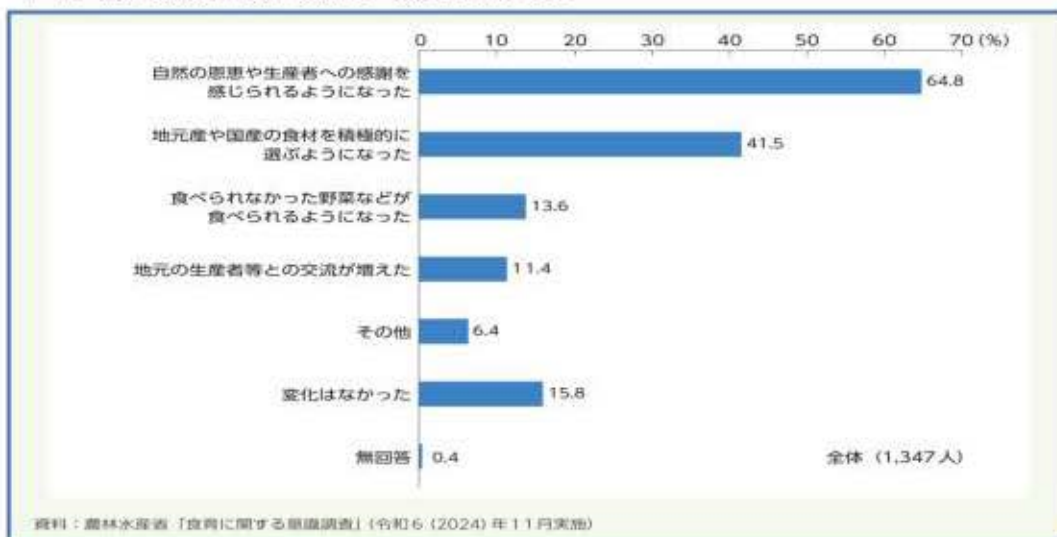


資料：農林水産省・環境省「令和5年度推計」

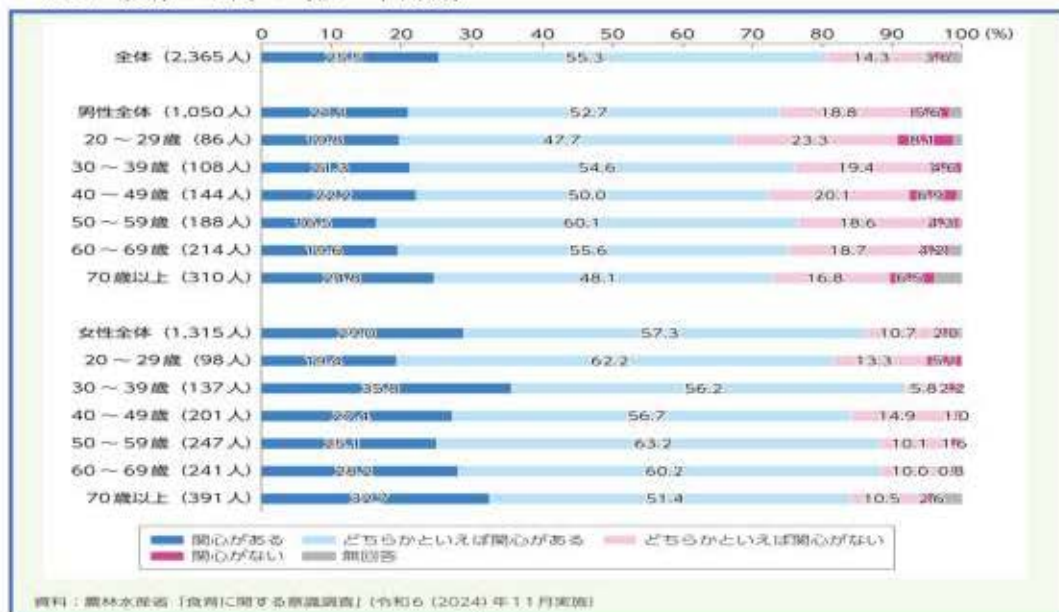
10. 農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合の推移



11. 農林漁業体験に参加して変化したこと



1.2. 食育への関心（性・年代別）



1.3. 健全な食生活を実践する心掛け



○ 長崎県の食育の取組

1. 長崎県食育推進計画（平成18～22年度）

平成17年の食育基本法の制定を受けて長崎県食育推進計画を策定し、主に子どもに焦点を当てた取組を、関係機関や家庭、地域で県民運動として推進することを目指す。

2. 第2次長崎県食育推進計画（平成23～27年度）

子どもから高齢者まで、生涯にわたるライフステージに応じた食育を推進することを目指す。

3. 第3次長崎県食育推進計画（平成28～令和2年度）

健康で文化的な生活と豊かで活力ある社会の実現を目指して、これまでの取組を継承しつつも特に若い世代を対象とした取組を強化するなどし、粘り強く地道に取組を続けることとする。

4. 第4次長崎県食育推進計画（令和3年度～令和7年度）

県民の「健康で文化的な生活・豊かで活力のある社会の実現」の達成のため、「感謝の気持ち（いただきます）を育むための食育」、「健康長寿につながる食育」、「食に関する理解を深めるための食育」、「長崎県の特色ある食文化の継承」の方向性に沿い、施策を展開することとする。

5. 第5次長崎県食育推進計画（令和8年度～）

ライフステージに応じた食育の推進に加え、人の生涯を経時的に捉えた「ライフコースアプローチ」を踏まえ、「生涯を通じた食育の推進」、「持続可能な食を支える食育」、「長崎県の特色ある食文化の継承」を柱に、県民の食育の実践の普及を目指す。



○ 第5次長崎県食育推進計画の策定経過

◎検討経過（令和7年度）

①骨子についての協議、審議

- 6月10日：第1回長崎県食育推進会議幹事会
- 7月10日：第1回長崎県食育推進会議（書面）
- 7月28日：第1回長崎県食育推進県民会議

②素案についての協議、審議

- 9月11日：第2回長崎県食育推進会議幹事会
- 10月23日：第2回長崎県食育推進会議
- 11月6日：第2回長崎県食育推進県民会議

③計画案についての意見募集

- 11月28日～12月26日：長崎県政策県民参加制度（パブリックコメント）の実施

④パブリックコメントでの意見等を踏まえ最終案の検討

- 1月30日：第3回長崎県食育推進会議及び第3回長崎県食育推進会議幹事会（書面）
- 2月6日：第3回長崎県食育推進県民会議

⑤計画の策定

3月

◎長崎県食育推進県民会議委員（第10期メンバー：令和7年度）

役職	氏名	所属	分野
会長	大石 賢吾	長崎県知事	行政
副会長	山口 佳代子	公益社団法人 長崎県栄養士会 会長	健康と栄養
	森崎 正幸	一般社団法人 長崎県医師会 会長	
	松永 敏浩	一般社団法人 長崎県歯科医師会 常務理事	
	上田 展也	一般社団法人 長崎県薬剤師会 副会長	
	日野出 悦子	公益社団法人 長崎県看護協会 会長	
委員	林田 美加子	一般社団法人 長崎県保育協会 理事	学校 ・保育所等
	廣井 昭博	長崎県私立幼稚園・認定こども園連合会 常任理事	消費者団体
	玉城 亜紀子	生活協同組合ララコープ 副会長	
	兒玉 涼子	一般財団法人 長崎県地域婦人団体連絡協議会 会長	
	森口 礼子	JA 長崎県女性組織協議会 副会長	生産者・ 事業者
	荒木 直子	長崎県漁協女性部連合会 会長	
	百武 和子	長崎県商工会議所女性会連合会 副会長	
	坂本 洋一	一般社団法人 長崎県調理師協会 会長	
	江口 栄	公益社団法人 長崎県食品衛生協会 会長	給食・教育
	富山 美穂	長崎県学校栄養士会	
	松崎 香	公益財団法人 長崎県学校給食会	地域活動団体
	益子 美沙子	ながさき食物アレルギーの会ペンギン 代表	
	池田 福吉	一般社団法人 フードバンク協和 事務局長	学識経験者
	植村 百江	長崎県立大学 講師	
	川野 香織	長崎国際大学 講師	報道
村川 和彦	株式会社 エフエム長崎 代表取締役社長		
小西 治子	公募委員	一般公募	
諸國 麻椰	公募委員		
後藤 照子	公募委員		
前川 謙介	長崎県教育長	行政	

◎長崎県食育推進会議構成員（令和7年度）

	構成員
会 長	県民生活環境部長
委 員	総務部長
	文化観光国際部長
	福祉保健部長
	こども政策局長
	水産部長
	農林部長
	教育長

◎長崎県食育推進会議幹事会構成員（令和7年度）

	部 局		構成員
代表幹事	県民生活環境部	食品安全・消費生活課	課 長
幹 事	総務部	学事振興課	課 長
	文化観光国際部	物産ブランド推進課	課 長
	県民生活環境部	県民生活環境課	課 長
		生活衛生課	課 長
		資源循環推進課	課 長
	福祉保健部	福祉保健課	課 長
		国保・健康増進課	課 長
	こども政策局	こども未来課	課 長
		こども家庭課	課 長
	水産部	漁政課	課 長
		水産加工流通課	課 長
	農林部	農政課	課 長
		農山村対策室	室 長
		農業経営課	課 長
		農産園芸課	課 長
		農産加工流通課	課 長
		畜産課	課 長
		林政課	課 長
	教育庁	義務教育課	課 長
		生涯学習課	課 長
体育保健課		課 長	

○ 用語の解説

※50音順に掲載

あ行

アグリビジネス (P7、22、43、58)

本計画でのアグリビジネスとは、直売所や農泊など、地域資源を活かした取組を指す

アルファ化米 (P20)

炊いた米を急速乾燥し長期保存可能としたもの
湯や水を加えて待つだけで、火を使うことなく炊きたてと同じような柔らかいご飯になる

ウェルビーイング (P22)

身体的、精神的、社会的に満たされ、自分らしく幸福で充実した状態を指す概念

栄養教諭 (P17、53、54)

児童生徒の栄養の指導及び管理を職務とし、教職員及び家庭・地域との連携を図りながら、食に関する指導の全体計画作成や実践等において中心的な役割を担うとともに、学校給食における栄養管理や衛生管理等を行う教諭

エコフィード (P42)

食品残さ等を利用して製造された飼料であり、食品リサイクルによる資源の有効利用のみならず、飼料自給率の向上等を図る上で重要な取組

か行

介護予防事業 (P39)

高齢者ができるだけ自立した生活を維持できるよう、市町が主体となって実施する要介護状態や状態の悪化を防ぐための取組

学校給食摂取基準 (P35)

厚生労働省が策定した「日本人の食事摂取基準」等を参考とし、食事状況調査の調査結果を踏まえて算出された学校給食における各栄養素の基準値

学校保健委員会 (P35)

児童生徒の健康の問題を研究協議し、健康づくりを推進する組織

九州食べきり協力店事業 (P42)

九州7県（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）が連携した取組の一つ。具体的には、小盛りメニューの設定や利用客への食べきりの呼びかけなど、食品ロスの削減に取り組む店舗を「九州食べきり協力店」として登録し、県民が利用するようHP等により広く周知を行っている

共食 (P16、18、34、35、38、45)

誰かと一緒に食事をする事。家族や友人などと食事を一緒にすることで社会とのつながりの場を増やすほか、特に食育の意味では、食事の準備や食関連の情報のやり取りをすることなども共食に含まれ、食行動に良好な影響を与え合うことが期待される

魚食講習会 (P6、7、21、22、41、43、44、58)

学校等で魚介類の捌き方や調理等の実習を行う講習会

健康寿命 (P34)

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間の平均

県内まるごと長崎県給食 (P7、17、54)

食材すべて(調味料等を除く)長崎県産を使用した給食を実施することで学校給食への地場産物の活用促進や地産地消、郷土料理等への児童生徒、県民の理解を深める取組のこと

口腔機能 (P14、24、38、39)

口のもつ、ものを噛んだり飲み込んだりする飲食機能や話をするための発音機能、呼吸などの生体機能などの総称

こども場所 (P54)

長崎県では、以下を「こども場所」と位置づけている

1. こどもが安全・安心に過ごせる多様な居場所
2. こどもがチャレンジとワクワクが体験できる機会や場

さ行

地場産物 (P34、44、54)

学校の所在する地域(市町)または県内で生産・収穫された農林水産物や、それらを原材料にした加工品のこと

地場産物使用推進週間 (P7、17、45、58)

学校給食に積極的に地場産物を取り入れ、郷土料理等を提供するとともに、児童生徒の郷土理解を深め、生産者や食への感謝の心を育む指導を行う週間のこと

食育推進活動表彰 (P19、53)

地域の中で食育を広めるために、すばらしい活動を続けられている人を称える表彰

食育基本法 (P4、6)

平成17年7月15日に施行された国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とした法律

食育推進基本計画 (P2、4)

食育基本法に基づき、食育の推進に関する基本的な方針や目標について定めたものであり、令和8年度から令和12年度までの5年間を期間とする第5次食育推進基本計画では、3つの重点事項を柱に、取組と施策を推進している

食育ピクトグラム (P23、24)

食育の取組を子どもから大人まで誰にでもわかりやすく発信するため、表現を単純化した絵文字

食育マーク (P23、24)

食育ピクトグラムを広く普及・啓発するため「12 食育を推進しよう」を活用したデザインで、バッジなどの食育の普及啓発に資する物

食生活改善推進員 (P18、54)

市町村が開催する養成講座を修了し、地域の食生活改善を主とした健康づくりにボランティア活動として取り組む者

食品廃棄物 (P42)

食品ロスに加え、家庭や小売・外食産業等の消費・流通段階で排出される食用にならない食品のこと

食品ロス (P7、20、21、23、24、41、42、43、58)

本来食べられるのにもかかわらず廃棄されている食品のこと

生活研究グループ (P54)

農山漁村のより良い生活や地域の活性化のため、知識・技術等の情報交換を行い、農産加工や郷土料理の伝承などの活動を行う自主的組織

生活習慣病 (P2、9、24、37)

生活習慣に起因する疾病の総称。例えば、喫煙とがん・心臓病、高血圧と脳卒中、肥満と糖尿病など。食生活や運動などの生活習慣の改善により、ある程度予防が可能

た行

“食べてみんな！長崎” 県産品愛用推進協力店 (P44、52、57)

年間を通じて県産品（食品・飲料）を積極的に取り扱い、県産品愛用推進の独自の取組を宣言している店として登録されているスーパー、量販店、物産館などの小売店のこと

地産地消 (P7、8、17、21、22、23、26、44、45、52、54、55)

地域で得られる農作物や水産品をその地で消費すること

低栄養 (P13)

「健康日本 21（第三次）」では、BMI20 以下を「低栄養傾向」としており、

本県の健康増進計画もこれに準拠している
低栄養状態の高齢者は、死亡率や要介護の増大、再入院、QOL 低下等の問題が起きやすいといわれている

デジタルサイネージ (P39)

電子的なディスプレイ（液晶モニターやLED パネルなど）を使って、広告や情報を表示する仕組みのこと。駅や商業施設、病院、オフィスなどでよく見かける

な行

長崎県健康づくり応援の店 (P37、52、57)

県民一人一人が健康づくりに取り組むことができるような環境整備を目的として、健康的なメニューの提供の他、情報提供や禁煙に取り組んでいる店として登録された飲食店や弁当店のこと

長崎県食育推進ネットワーク (P18、29、38、39、52)

県民一人一人が健康づくりに取り組むことができるような環境整備を目的として、健康的なメニューの提供の他、情報提供や禁煙に取り組んでいる店として登録された飲食店や弁当店のこと

長崎県食育ボランティア (P27、53)

食に関連する様々な活動分野を活かした取組により、食育を推進するボランティアとして県が登録した個人や団体のこと

長崎県総合計画みんなの未来図 2030 (P4)

長期的な視点で計画的に長崎県づくりを進めていくため、今後の県政運営の指針や考え方を県民にわかりやすく示した県の総合計画（計画期間：令和8年度～令和12年度）

ながさき健味ん（けんみん）メニュー (P36)

栄養バランスのよい食事内容となることを目的に設けた基準に沿ったメニューのこと。飲食店や給食施設での提供のほか家庭料理での活用をめざして、県の取組として啓発をしている

ながさきファミリープログラム (P34、35、38、45)

保護者等が子育ての悩みや体験を語り合い、つながり合う中で子育てのヒントを得られるように構成された参加型の学習プログラム

認定こども園 (P7、17、18、34、35、40、42、53、54、58)

都道府県が認定する、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供し、地域における子育て支援をする施設

は行

フードバンク団体 (P42)

家庭や事業者から発生する過剰在庫品や規格外品などの提供を受け、生活困窮者やこども食堂、社会福祉施設などに寄附する活動を行う団体のこと

びわ太郎食育通信 (P7、55、56、58)

食品の安全・安心対策及び食育推進関係の情報誌

ら行

ライフコースアプローチ (P31)

個人の健康づくりは一時的な視点だけでなく、胎児期から高齢期に至るまでの生涯に渡って経時的な視点でアプローチするという考え方

ライフステージ (P31、34、35)

人の生涯を乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期などと分けた各段階

リスクコミュニケーション (P41)

食の安全・安心に関する情報を公開し、消費者、食品等事業者、学識経験者、行政担当者など関係する多様な主体が、食に関するリスクを認識、分析する過程で得られた情報や意見を共有し、理解を深めるための対話を図ろうとするもの

《表紙絵》

令和7年度食育啓発作品コンクール 絵画の部 優秀賞

「幸せを和食で」 大村市立大村中学校 2年 横田 侑奈さん

*受賞者の学校・学年は受賞年度当時

《裏表紙絵》

長崎県食育キャラクター“びわ太郎” & “こびわ”

長崎県が日本一の収穫量を誇る「びわ」をモチーフにした

県の食育と食の安全・安心のイメージキャラクター

第5次長崎県食育推進計画

～いただきます 元気 ながさき おいしか県～

編集・発行

長崎県 県民生活環境部 食品安全・消費生活課

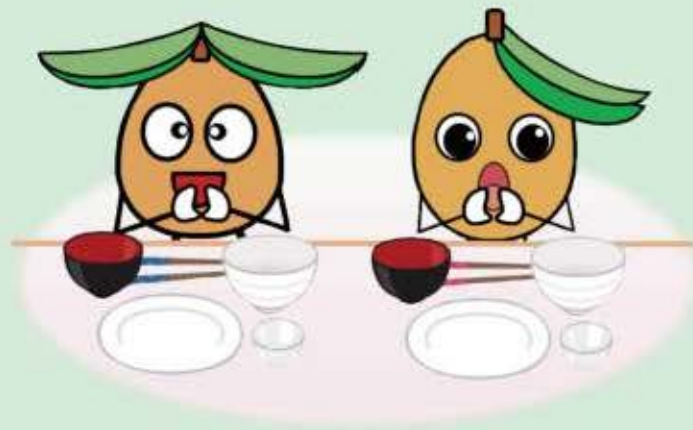
〒850-8570 長崎市尾上町3-1

TEL：095-895-2366

FAX：095-828-1014

E-mail：s16070@pref.nagasaki.lg.jp

HP：https://www.pref.nagasaki.jp/section/shokuhin/index.html



ごちそうさまでした